

福島県文化財センター白河館業務仕様書

福島県文化財センター白河館（愛称「まほろん」。以下「白河館」という。）の指定管理者が行う業務の内容及びその範囲等は、この仕様書による。

1 趣旨

本仕様書は、福島県文化財センター白河館条例（以下「条例」という。）に基づき、白河館の指定管理者が行う業務の内容及び履行方法について定めることを目的とする。

2 白河館の管理運営に関する基本的考え方

指定管理者は、白河館を管理運営するにあたり、次に掲げる設置目的、基本方針に沿ってその管理運営を行うこと。

(1) 設置目的

白河館は、文化財等を保管し、又は活用することにより、県民の文化の振興に資するため、福島県（以下「県」という。）が設置した施設である。

文化財保護法の趣旨に基づき、国民的財産である文化財の保存・公開・活用を通して、文化財保護思想の普及啓発を図ることを目的としている。

ア 文化財を収蔵・保管・活用する施設として

福島県教育委員会（以下「県教委」という。）が、県内各地にわたって発掘調査した遺跡からの出土品・記録類等を適正な条件で一括保管している。そして文化財の価値を最大限に引き出し、個性豊かな各地域の歴史・文化の特性を的確に踏まえ、具体的でわかりやすい展示や貸出・閲覧・見学等に活用するとともに、文化財に関する情報を発信し、文化財に親しみ、文化財への理解を深め、文化財を大切にすることを目的として設置された施設である。

イ 文化財を担当する市町村職員等の研修施設として

文化財保護行政の充実・強化のため、県内市町村の文化財担当職員等を対象に文化財保護行政に必須である文化財に関する専門的知識や技術の研修を実施するとともに、個性豊かな県内各地域の自然と歴史に育まれた文化財の保存・活用を推進するため、生涯学習や学校教育において、文化財の活用・指導能力を高める実技研修を行うために設置された施設である。

ウ 文化財に学ぶ生涯学習施設として

「遺跡から学ぶ自然と人間のかかわり」をメインテーマとして、“見て・触れ

て・考え・学ぶ”体験型フィールドミュージアムである。体験学習等を通して、児童・生徒等が県内から出土した文化財を学び、先人が築き上げてきた地域の歴史と文化について理解を深め、地域を愛し地域に対する誇りや文化財への愛着を育むために設置された施設である。

(2) 基本方針

白河館は、本県における文化財保護の拠点であり、文化財に親しみ、文化財への理解を深める施設として、その機能を十分に発揮するため、その施設・設備の整備と、運営方法の改善に努め、利用者が充実した活動ができるよう次の方針に基づき運営する。

ア 事故防止に努め、安全管理に万全を期し、利用者の安全を第一とした管理運営を行う。

イ 公の施設であることを念頭に置き、白河館の管理運営に当たっては、利用者の公平な利用について確保する。

ウ 地方自治法、文化財保護法、条例、福島県文化財センター白河館条例施行規則その他の関係法令等を遵守して白河館の管理運営を行う。

エ 業務に関して知り得た個人情報の取扱いについては、**別記1**「個人情報取扱特記事項」を遵守する。指定管理期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者が職務を退いた後においても情報の取扱いは同様とする。

オ 利用者の多様なニーズの変化に対応する柔軟性を確保し、利用目的に応じた施設の充実・整備を図る管理運営を行う。

カ 県民の文化財に対するニーズを的確にとらえ、文化財の活用に関する専門的又は技術的な調査研究を行うとともに、学校、地域等と連携した活動プログラムの開発研究を行う。

キ その施設や設備について、その機能と特性を十分に把握した上で清潔かつ機能を正常に保持し、利用者が快適で安全に利用できるよう、次年度の運営を視野に入れながら適切な維持管理を行う。

ク 効率的かつ効果的な管理運営を行い、創意工夫により経費の節減及び省エネルギーに努めるとともに、廃棄物の発生の抑制、リサイクル推進等、環境に配慮した管理運営を行う。

ケ 利用者に対し、親切・丁寧を心がけるとともに、サービスの向上のため、利用者等の意見・要望を管理運営に反映させる。

コ 災害等発生時の緊急連絡網及び対策フロー等を整備し、緊急時に備える。

サ 県教委と密接に連携を図りながら管理運営を行う。

シ 定期的に事業の自己評価を行い、その結果を管理運営に反映させる。

3 施設等の概要

- (1) 施設名 「白河館」
- (2) 所在地 白河市白坂一里段86番地
- (3) 所有者 福島県
- (4) 主要施設
- ア 敷地面積 51,794.00㎡
 - イ 本館棟 2,337.73㎡ (鉄筋コンクリート造、鉄骨造、一部木造、地上1階)
 - ウ 収蔵庫棟 3,052.86㎡
 - エ 体験学習館 89.43㎡
 - オ 体験広場
 - カ 野外展示 縄文時代の家、前方後円墳、奈良時代の家、奈良時代の米倉、平安時代の製鉄炉及び室町時代の館
 - キ 駐車場
 - ク 調整池
- ※ なお、白河館敷地内に存する被災文化財仮保管施設は、別記2に係る部分を除き、指定管理者が行う業務に含まない。

4 管理運営の基準

- (1) 開館時間
午前9時30分から午後5時までとする。
ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、県教委の承認を得て、これを変更することができる。
- (2) 休館日
次に掲げるアからウまでのとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ県教委の承認を得て、休館又は開館することができる。
- ア 月曜日
ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときを除く。
 - イ 休日の翌日。
ただし、その日が土曜日、日曜日又は休日当たるときを除く。
 - ウ 1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで。
- (3) 物品等の管理及び帰属
ア 指定管理者は、善良な管理者の注意をもって管理物品(別記2「管理財産一

覧」)を使用し、また、いつでも使用できるよう良好な状態に保つものとする。
イ 指定管理者は、施設での利用に供するために指定管理委託料をもって物品を
購入し、使用又は消費をすることができる。

ウ 指定期間終了時に現在の指定管理者が所有する物品等の取扱いについては、
現在の指定管理者と次期の指定管理者が協議して決めるものとする。

(4) 事業計画書

ア 指定管理者は、毎会計年度（4月1日から翌年3月31日までとする）開始
前3月25日までに、当該年度の翌年度に係る次に掲げる内容を記載した事業
計画書を甲に提出しなければならない。

(ア) 管理の体制

(イ) 業務の内容

(ウ) 管理運営目標達成のために取り組む具体的内容

(エ) 緊急時連絡網及び対応フロー

(オ) 業務に要する経費

(カ) その他県教委が必要と認めるもの

イ 県教委は、前項の事業計画書が提出された場合は、内容を審査し、必要な指
示をすることができる。

ウ 指定管理者は、アの規定により提出した事業計画書を変更しようとする場合
は、県教委の承認を得なければならない。ただし、経費の配分の変更について
はこの限りでない。

(5) 利用実績報告書

ア 指定管理者は、毎月の利用実績等を取りまとめ、翌月末までに県教委に提出
しなければならない。

イ 利用実績報告書により報告する内容は、以下のとおりとする。

(ア) 管理業務の実施状況及び利用状況

(イ) 学校教育に係る利用状況

(ウ) その他県教委が必要と認める事項

(6) 事業報告書

ア 指定管理者は、毎会計年度（4月1日から翌年3月31日までとする）終了
後5月31日までに、白河館の管理の業務に係る事業報告書を作成し、県教委
に提出しなければならない。

イ 事業報告書により報告する内容は、以下のとおりとする。

(ア) 管理運営業務の実施状況及び利用状況

(イ) 管理運営目標の達成状況

(ウ) 県から支払われる委託料の収支計算書

- (エ) 利用者アンケートの実施結果
- (オ) その他県教委が必要と認めるもの

(7) 業務報告等の聴取

- ア 県教委は指定管理者に対し、その管理の業務又は経理の状況等に関し、定期的に又は臨時に書面等による報告を求め、実地で調査し又は必要な指示をすることができる。
- イ 県教委は、指定管理者が県教委の指示に従わない、又は指示によっても業務内容に改善が見られないと認めた場合は、その指定を取り消すことがある。

(8) リスクへの対応・責任の分担

- ア 指定期間内における責任の分担については、**別記3**「責任の分担」を前提とし、これ以外の状況への対応については、別途協議して定める。
- イ 白河館又は白河館利用者に災害があった場合には、迅速かつ適切に対応し、直ちに、県教委に報告する。
- ウ 指定管理者は、下記の損害賠償等保険の補償額以上の保険に加入する。

(ア) 賠償責任保険

(対人) 1名あたり5,000万円以上、1事故あたり1億円以上

(対物) 1事故あたり500万円以上

(イ) 借用展示品動産保険

(9) 著作権行使の承認

指定管理者は、白河館に関し、県が所有する愛称の商標及びシンボルマークの著作権の行使については、あらかじめ県教委の承認を得なければならない。

5 使用料の不徴収

白河館の使用料は、徴収しない。

6 管理運営の体制

指定管理者は、管理運営業務を実施するため、必要な有資格者等、適正な職員を配置する。

(1) 白河館に専門職員を置く。

- ア 展示、講演会、体験学習等の企画、収蔵保管、保存処理やその技術指導、調査研究及び研修並びに出土文化財の保存処理に係る業務については、文化財に関する相当の経験と専門的知識・技能を有する常勤の専門職員を適正な数だけ配置する。
- イ 専門職員は、県内各地から出土した文化財をもとに、県内各地域の歴史・文化と自然との関わり等の文化財の学術的価値等を十分に引き出す知識・技能を

- 有する者でなければならない。
- (2) 各種業務における責任体制を確立する。
 - (3) 職員の勤務体制は、白河館の管理運営に支障がないように配慮するとともに、利用者の要望に応えられるものとする。
 - (4) 職員の資質を高めるため、研修を実施するとともに白河館の管理運営に必要な知識と技能の習得に努める。

7 指定管理者が行う業務

- (1) 指定管理者が行う業務は、**別記4**「福島県文化財センター白河館管理運営に係る業務概要」のとおりとする。
- (2) 業務の一括再委託等の禁止
指定管理者は、清掃や設備の保守点検等、個々の具体的な業務を県教委と協議の上、第三者に委託することができる。ただし、本管理運営業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

8 管理運営に係る経費

- (1) 委託料の考え方
県は、県民へのサービス提供の質が低下することのないよう、指定管理者に対して一定の委託料を支払う。
また、委託料は、指定管理者の収支計画に基づき算定した一定額を予算の範囲内で支払うものとする。指定管理者は経営努力を行い、経費の節減（利用者のサービス低下に繋がらないよう留意すること。）や利用率の向上等に努める。なお、収支計画を上回る収支差額が生じた場合は、指定管理者の収入とする。ただし、木質金属質遺物保存処理業務費（物件費）については、年度協定において定める金額を下回った場合は、委託料から減額するものとする。
- (2) 委託料の積算
ア 年間の修繕費の額を積算して委託料に盛り込む。
イ 設計額が60万円を超える工事は、県が直接実施する。
- (3) 委託料の支払い
会計年度毎に指定管理者の請求に基づき、四半期毎（第1四半期は毎月）に分けて支払う。
- (4) 白河館においては、館の運営にあたって、管理の効用を最大限に発揮できるように努めるとともに、管理運営経費の節減に取り組む。

9 体験学習等に使用する材料の販売及びグッズ等の販売

指定管理者は、附帯事業として体験学習等に使用する材料及びグッズ等の販売を行う。ただし、グッズ等についてはあらかじめ県教委の承認を受けた後に販売を行う。

また、体験学習等に使用する材料の販売及びグッズ等の販売による収入は、指定管理者の収入とし、業務遂行に要する経費に充てるものとする。

10 指定管理者による事業評価

- (1) 指定管理者は、施設の設置目的及び基本方針を具現化し、事業運営全般での改善につなげるため、自己評価を行う。
- (2) 利用者に対するアンケート調査等を実施して、要望等を把握し、その実現に向けた改善や努力を行う。

なお、アンケート調査の結果及び改善等の対応内容について、定期的に県教委に報告する。

11 県による評価及び指定管理者に対する監督・監査

- (1) 県は、施設の適正な管理の確保と利用者サービスの向上を図るため、指定管理者が行う管理運営実績（利用状況、収支状況、計画達成度等）を評価する。
なお、指定管理期間の中間年度には、県の評価等について外部有識者から意見を聴取する外部評価を実施する。
- (2) 県教委は、指定管理者が管理する施設の適正な運営を期するため、指定管理者に対して、当該内容又は経理の状況に関して報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。
- (3) 県教委は、指定管理者が県教委の指示に従わない場合や、指定管理者の経営状況が著しく悪化している等、施設の適正な管理に著しい支障が生じる恐れがある場合は、指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命じることができる。
- (4) 県教委又は監査委員が必要と認めるときは、指定管理者が行う管理運営業務に係る事務について監査を行う。

12 要望、苦情等への対応

- (1) 白河館を清潔に保つとともに、利用者に対するサービスの向上を図り、利用者の増加に努める。また、要望、各種トラブル、苦情等には、迅速かつ適切に対応する。

なお、要望、各種トラブル、苦情とその対応は、随時、県教委に報告する。

1.3 情報公開

白河館の管理運営にあたっては、管理運営に係る情報の公開に関して必要な措置を講じる。

1.4 危機管理対応

- (1) 災害、事故等あらゆる緊急事態、不測の事態には、遅滞なく適切な措置を講じるとともに、県教委をはじめ関係機関に通報する。
- (2) 危機管理体制を構築して、緊急時の対応マニュアルを作成し、災害時の対応について随時訓練を行う。
- (3) 消防署等からの指摘があった場合には、直ちに改善措置を講ずる。

1.5 帳簿書類等の保存年限

指定管理者として作成した帳簿書類は、その帳簿閉鎖の時より5年間保存しなければならない。

1.6 原状回復義務

- (1) 指定管理者は、白河館の施設又は設備の変更をしようとするときは、あらかじめ県教委と協議する。また、当該指定管理者の指定の期間が満了したとき又は指定を取り消されたときは、県教委の指示するところにより、その管理を行わなくなった白河館の施設又は設備を原状に回復しなくてはならない。
- (2) 指定管理者は、白河館の施設及び設備並びに物品、収蔵している文化財、展示品及び資料等を汚損し、又は亡失したときは、県教委の指示するところにより原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

1.7 白河館運営協議会の設置

- (1) 指定管理者は、白河館の運営に資するため、諮問機関として白河館運営協議会（以下「協議会」という。）を設置し、白河館長の諮問に応じ、各種事業等の企画実施について審議する。
- (2) 協議会の運営に必要な事項は、**別記5**「福島県文化財センター白河館運営協議会設置要綱案」に準じて定める。

1.8 協定の締結

県と指定管理者は、業務に関する細目事項について協議の上、「基本協定」を締結する。また、各会計年度ごとに「年度協定」を別に締結するものとする。

19 業務の引き継ぎ

- (1) 指定管理者は、事業を円滑に引き継ぐため、従前の指定管理者の協力のもと、指定期間前に指定管理準備業務を行う。準備業務に要する費用は、原則として指定管理者が負担する。
- (2) 従前の指定管理者は、指定期間終了又は指定取消し等により、指定管理者に業務を引き継ぐ際には、円滑な引継に協力し、必要なデータ等を遅滞なく提出する。

20 その他

- (1) 白河館の利用者への対応にあたっては、親切丁寧な対応を心がけ、常にサービス向上に努める。
- (2) 関係機関との連絡調整等を実施し、利用者へのサービス向上に努める。
- (3) 白河館内において、工事等の作業が実施される場合には、施設利用者の作業場所及びその周辺への立ち入りを制限するものとする。

別記1

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

(収集の制限)

第3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(安全管理措置)

第5 乙は、甲より個人情報の取扱いの委託を受けた場合、行政機関等と同様の安全管理措置を講ずる必要があることから、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」に基づき必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(複写・複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の指定等)

第7 乙は、業務のうち個人情報を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、甲の指定する場所で行わなければならない。

2 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、若しくは引き渡し、又は消去し、若しくは廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去又は廃棄しなければならない。

3 乙は、第1項の規定により個人情報を消去又は廃棄した場合は、当該個人情報の消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び方法を記載した報告書を甲に提出し、確認を

受けなければならない。

(事故発生時における報告等)

第9 乙は、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事態及びこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項により報告を行う場合には、併せて被害の拡大防止等の必要な措置を講じるとともに、情報漏えい等に係る対応について甲の指示に従うものとする。

(調査監督等)

第10 甲は、乙における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は乙に対して必要な報告を求めるなど、乙の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。

2 乙は、前項における報告について、甲が定期的な報告を求める場合にはこれに応じなければならない。

(指示)

第11 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。

(再委託の禁止)

第12 乙は、甲の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者(再委託先が子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。))である場合を含む。以下次項において同じ。)に委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(労働者派遣契約)

第13 乙は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

(損害賠償)

第14 乙又は乙の従事者(乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。)の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第15 業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めたときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。

別記2

管理財産一覧

名称	位置	種別	構造等	規模
福島県文化財センター白河館本館・収蔵庫	白河市白坂一里段86	公共用財産	鉄筋コンクリート造鉄骨造(収蔵庫棟)	延面積 5,390.59㎡
福島県文化財センター白河館体験学習館	〃	〃	木造	延面積 89.43㎡
土地	白河市白坂一里段86他6筆	〃		51,794.00㎡
旗竿	白河市白坂一里段86	〃	基礎鉄筋コンクリート	竿L=7m(アルミポール3本)
本体給排水衛生設備	〃	〃	給排水外関係機器等	一式
本体空調設備	〃	〃	中央監視装置等空調機器等	一式
一般収蔵庫給排水衛生設備	〃	〃	給排水外関係機器等	一式
一般収蔵庫空調設備	〃	〃	有圧換気扇	一式
体験学習館給排水衛生設備	〃	〃	給排水外関係機器等	一式
体験学習館空調設備	〃	〃	給排水型換気扇	一式
本体電気設備	〃	〃	受変電設備外関係機器等	一式
収蔵庫棟電気設備	〃	〃	屋内電灯設備外関係機器等	一式
体験学習館電気設備	〃	〃	屋内電灯設備外関係機器等	一式
体験学習広場	〃	〃	舗装、石囲い、花壇、ベンチ、立木芝等	一式
野外展示施設	〃	〃	縄文時代竪穴住居復元、奈良時代住居復元、古墳復元、平安時代製鉄炉、礎石建物復元、中世城郭	一式
立木竹	〃	〃	カラマツ、松、杉等	462本
備品(考古資料を除く)、図書	〃	〃	別表1のとおり	
備品(考古資料)	〃	〃	別表2のとおり	
福島県文化財センター白河館文化財仮保管施設A棟	白河市白坂一里段86	公共用財産	軽量鉄骨プレース造	延面積194.4㎡うち使用面積89.1㎡ 使用部分については別記2-1のとおり

別表1

品目番号	品目	備品番号	規格等	取得年月日			数量	金額
				年	月	日		
	大判プリンター		キャノン インクジェットプリンター PRO4000S	30	1	10	1	408,000
		重要物品	小型四輪貨物自動車ニッサンキャラバン(福島400A4359)	13	7	2	1	1,732,500
		重要物品	軽四輪自動車ダイハツハイゼットトラック(福島041A8289)	13	7	11	1	564,900
57	運搬車	重要物品	自走式高所作業車	12	11	20	1	2,047,500
		H12-1	キャッチパレットトラック	12	11	27	2	231,000
		H12-2	リフター	12	11	27	2	329,700
		H12-3	運搬リフト	12	11	27	2	291,900
		H12-4	電動運搬車	12	11	27	2	783,300
		H12-5	ケース移動用低床リフター	13	3	27	2	326,340
61	映写用具	重要物品	映写器具	12	11	24	1	12,495,000
		重要物品	展示室AV機器一式	13	3	16	1	23,100,000
		H12-1	常設展映像機器一式	13	2	22	1	498,750
64	自動温度調整装置	H12-1	自動温度制御装置NTO-30MK	12	11	30	1	501,900
		H12-2	自動温度制御装置NTO-20MK	12	11	30	1	469,350
99	傘立	H12-1	鍵付き傘立てUK-12	12	12	13	2	385,140
115	回転いす	H12-1	ウチダ椅子EX-511	12	12	13	1	112,455
		H12-2	ウチダ両肘椅子RM-332N	13	3	16	1	95,550
160	カウンター	H12-1	ショップカウンター	13	3	27	1	892,500
165	金庫	H12-1	金庫SE-115	12	12	13	1	169,050
263	黒板	H12-1	ホワイトボード壁はめ込み2700*1200	12	12	13	3	441,000
315	裁断機	H12-1	ホリゾン断裁機PC・P40	12	11	13	1	322,350
362	書類棚	重要物品	書架一式	12	11	27	1	3,969,000
		H12-1	本棚	12	11	27	4	535,500
		H12-2	役員用家具 ウチダ書庫1-327-0006 ED-SG	13	3	16	1	161,700
		H12-3	役員用書庫ED-SG	12	12	13	1	198,450
365	写真用具	重要物品	ストロボライティングセット1式	12	11	24	1	3,097,500
		H12-1	バックスクリーン ハーレー背景システムHM3800	12	11	1	1	283,500
		H12-2	35mmカメラ ニコンNEWFM2 一式A	12	11	20	1	162,750
		H12-3	35mmカメラ ニコンNEWFM2 一式B	12	11	20	1	162,750
		H12-4	35mmカメラ ニコンNEWFM2 一式C	12	11	20	1	162,750
		H12-5	35mmカメラ ニコンNEWFM2 一式D	12	11	20	1	175,350
		H12-6	スタジオ用中型カメラ プロニカGS-1一式	12	11	27	1	485,840
		H12-7	デジタルスチルカメラ	12	11	24	1	173,250
		H12-8	デジタルカメラ	12	11	27	1	535,500
		H12-9	フィルム保管庫	12	11	27	1	73,500
		H12-10	カメラスタンドSFCカメラスタンドM130-XY	12	11	27	1	714,000
		H12-11	野外用中型カメラA1式	12	11	27	1	345,975
		H12-12	野外用中型カメラB1式	12	11	27	1	345,975
		H12-13	野外用中型カメラC1式	12	11	27	1	273,525
		H12-14	野外用中型カメラD1式	12	11	27	1	273,525
		H12-15	カメラ1式	12	11	27	2	201,705
		H12-16	大型カメラ1式	12	11	27	1	367,500
		重要物品	赤外線カメラシステム 浜松ホトニクス製	13	2	27	1	2,045,400
556	測距機	重要物品	ニコントータルステーションDTM5030	12	11	24	1	1,984,500
567	台付灰皿	H12-1	スモーキングステーション SS-103A	12	12	13	2	607,110
569	台類	H12-1	覗きタイプ展示台	13	3	27	2	201,600
		H12-2	壁面ケース用展示平台B	13	3	27	5	504,000
		H12-3	5面ローケース展示両斜台	13	3	27	4	403,200
		H12-4	3面ハイケース用展示平台(上段)	13	3	27	2	210,420
		H12-5	パーティーションポールセット	13	3	27	一式	257,460
		H12-6	露出展示台	13	3	27	4	1,111,320
584	たな(棚)類	重要物品	ボルトレス中量棚 天地5段単立	12	11	27	32	2,009,280
		重要物品	ボルトレス中量棚 天地5段連立	12	11	27	122	7,352,940
		H12-1	展示棚	13	3	27	2	903,000
620	陳列ケース	重要物品	陳列ケース	13	3	27	1	32,025,000
651	電気洗濯機	H12-1	ナショナル NA-FD8000	12	3	16	1	131,250
663	電気掃除機	H12-1	クリーナー	12	11	27	1	407,400

別表1

品目番号	品目	備品番号	規格等	取得年月日			数量	金額
664	つい(衝)立	H12-1	システムパネルセットK-15	12	12	13	1	75,600
708	テーブル	H12-1	閲覧テーブル2	12	11	27	1	887,250
		H12-2	相談コーナー机・キャビネット	12	11	27	1	613,200
		H12-3	台形テーブル ニット-238-467	13	2	27	1	170,100
		H12-4	サーバーラックセット	12	12	13	1	125,265
714	透写台	H12-1	トレース台S-34N	12	12	13	1	117,600
723	戸だな(棚)類	H12-1	役員用サイドボードED-SG	12	12	13	1	147,000
		H12-2	衣装収納棚 ニット-KNT-1500	13	2	27	1	220,500
748	長いす	H12-1	片面使い木製ベンチ	12	10	31	2	283,500
		H12-2	両面使い木製ベンチ	12	10	31	4	609,000
		H12-3	背付椅子(6連)	13	3	27	2	472,500
		H12-4	スツール(6連)	13	3	27	1	151,200
792	はしご	H12-1	アップスライダースヤ管三連	13	3	16	1	111,300
829	パネル	H12-1	下面発光パネル コクヨMU-SL066004	13	3	27	2	1,029,000
		H12-2	下面発光パネル コクヨMU-SL077504	13	3	27	2	1,070,160
1040	両そで(袖)机	H12-1	ウチダ役員用デスクED-SG	12	12	13	1	308,700
1054	教育用機材	H12-1	土器パズル	13	3	16	1	199,500
1073	ロッカー	H12-1	コインロッカー-1-302-0501	12	12	13	1	108,780
		H12-2	コインロッカー-1-302-0506	12	12	13	1	161,700
1140	照明灯	重要物品	壁面ケース用光ファイバー照明	13	3	16	一式	2,887,500
1196	ルームエアコン	R2-1	エアコン ダイキンS56XTEP-W	2	9	24	1	218,000
		R3-1	エアコン ダイキンR63YCXW-W	4	3	7	1	252,000
1350	絵画	H14-1	絵画「まほろん」F4号	15	3	31	1	100,000
1351	工芸品	H13-1	刀	13	5	17	1	他の品一括契約のため不明
1354	焼窯	H12-1	陶芸窯NSE-30RF	12	11	30	1	1,407,000
		H12-2	陶芸窯NEK-15RF	12	11	30	1	1,055,250
1384	土煉機	H12-1	土煉機AN-500BXS	12	11	30	1	241,500
1510	応接セット	H12-1	応接チェア・テーブルセット一式	12	12	13	一式	477,750
1611	閲覧用図書	H12-1	日本の野生植物 草本1巻	13	1	4	1	16,380
		H12-2	日本の野生植物 草本2巻	13	1	4	1	18,480
		H12-3	日本の野生植物 草本3巻	13	1	4	1	17,430
		H12-4	日本の野生植物 木本1巻	13	1	4	1	18,900
		H12-5	日本の野生植物 木本2巻	13	1	4	1	18,900
		H12-6	図録民具入門辞典	13	3	1	1	2,650
		H12-7	写真で見る日本史跡大辞典(全3巻)	13	3	1	1	37,800
		H12-8	図解 考古学事典	13	3	1	1	6,825
		H12-9	写真集・古代の遺跡(全2巻)	13	3	1	1	38,850
		H12-10	図説はにわの本	13	3	1	1	2,854
		H12-11	埋もれた歴史を掘る	13	3	1	1	3,570
		H12-12	縄文生活図鑑	13	3	1	1	2,415
		H12-13	原始生活百科	13	3	1	1	1,575
		H12-14	野外生活図鑑	13	3	1	1	1,890
		H12-15	歴史発掘(全12巻)	13	3	1	1	42,815
		H12-16	古代史発掘(96~98・2000)	13	3	1	1	3,780
		H12-17	空から見た古墳	13	3	1	1	10,290
		H12-18	おとうさん弥生遺跡へ行こう	13	3	1	1	1,785
		H12-19	絵で見る日本の歴史	13	3	1	1	2,415
		H12-20	調べ学習に役立つ日本の歴史(全12巻)	13	3	1	1	34,247
		H12-21	日本人の起源(全8巻)	13	3	1	1	22,428
		H12-22	歴史が好きになる 縄文人のくらし(全6巻)	13	3	1	1	17,640
		H12-23	歴史見学に役立つ遺跡と人物(全10巻)	13	3	1	1	25,483
		H12-24	衣食住に見る日本の歴史(全7巻)	13	3	1	1	20,580
		H12-25	産業の発達に見る日本の歴史(全6巻)	13	3	1	1	17,123
		H12-26	日本全史-ジャパニックロニク-	13	3	1	1	14,068
		H12-27	パノラマ世界の歴史	13	3	1	1	5,096
		H12-28	図解むかしのくらし(全7巻)	13	3	1	1	22,050
		H12-29	文化財を探る科学の目 第1期(全3巻)	13	3	1	1	7,875

別表1

品目番号	品目	備品番号	規格等	取得年月日				数量	金額
		H12-30	文化財を探る科学の目 第2期(全3巻)	13	3	1	1		7,875
		H12-31	考古学はたのしい(全3巻)	13	3	1	1		4,410
		H12-32	図説 福島歴史	13	3	1	1		11,000
		H12-33	図説 会津歴史(上下巻)	13	3	1	1		22,000
		H12-34	図説 伊達郡歴史	13	3	1	1		11,000
		H12-35	図説 相馬・双葉歴史	13	3	1	1		11,000
		H12-36	図説 田村・郡山歴史	13	3	1	1		11,000
		H12-37	図説 白河歴史	13	3	1	1		11,000
		H12-38	図説 須賀川・石川・岩瀬歴史	13	3	1	1		11,000
		H12-39	図説 二本松・安達歴史	13	3	1	1		11,000
		H12-40	工具・器具と暮らしの文化史	13	3	1	1		3,150
		H12-41	日本馬具大鑑(1・3・4巻)	13	3	1	1		168,205
		H12-42	縄文土器大鑑	13	3	1	1		163,800
		H12-43	野外探検大図鑑	13	3	1	1		3,979
		H12-44	学習漫画日本の遺跡なんでも辞典	13	3	1	1		1,228
		H12-45	学習漫画ドラえもんぴっくり日本の歴史(全3巻)	13	3	1	1		2,677
		H12-46	21世紀こども歴史館	13	3	1	1		4,935
		H12-47	学習漫画ドラえもん人物日本の歴史(全12巻)	13	3	1	1		8,316
		H12-48	発掘された日本列島(95~99・2000)	13	3	1	1		12,200
		H12-49	日本史はどのように建造物をつくってきたか(全10巻)	13	3	1	1		23,100
		H12-50	県史シリーズ7 福島県の歴史	13	3	1	1		1,995
		H12-51	福島県の歴史散歩	13	3	1	1		910
		H12-52	アイスマン 5000年前からきた男	13	3	1	1		1,260
		H12-53	やってみよう縄文人の生活	13	3	1	1		1,470
		H12-54	「物づくり」に見る日本人の歴史(全4巻)	13	3	1	1		13,440
		H12-55	陶磁郎BOOKSやきものをつくる 野焼き	13	3	1	1		1,785
		H12-56	古代体験BOOK 縄文土器をつくろう	13	3	1	1		1,365
		H12-57	有職故実図鑑	13	3	1	1		6,090
		H12-58	日本歴史大事典(全4巻)	13	3	1	1		65,100

324 123,176,949

(別表2)

物 品 管 理 簿

分類:備品

品目 考古資料類 単位:箱 規格(55×39×14cm)

文化財課 所管

備品番号	規格等	受			払			備考		
		年月日	事由	数量	金額	供用場所	年月日		事由	数量
A	1 蘭塔山			1		福島県文化財センター白河館				
A	2 牛袋・高田			1		(以下同じ)				
A	3 背坂			1						
A	4 井戸尻									
A	5 桜岡			1						
A	6 堂山西									
A	7 松井東									
A	8 下牛庭			2						
A	9 沓掛			4						
A	10 出鷲山B			1						
A	11 塩沢上原C			1						
A	12 関和久(2次)			2						
A	13 道南			7						
A	14 泉川			10						
A	15 赤坂裏			8						
A	16 芹沢			3						
A	17 三合谷地			2						
A	18 古屋敷			9						
A	19 岩瀨境			3						
A	20 治部池横穴墓群			16						
A	21 平林			19						
A	22 壇ノ腰			5						
A	23 八影腰巻(1・2・4次)			210						
A	24 八影腰巻(3次・南地区)			50						
A	25 塩沢上原A			172						
A	26 塩沢上原B			78						
A	27 田地ヶ岡			144						
A	28 川原			74						
A	29 大窪			57						
A	30 一斗内古墳群			3						
A	31 観音山横穴群			1						
A	32 観音山北横穴群			1						
A	33 梅田横穴群			5						
A	34 七斗蒔			60						
A	35 天神堂・筋向・高野			12						
A	36 下原A・B			25						
A	37 三峯森・堰ノ上			6						
A	38 田鷲山			7						
A	39 勝利ヶ岡(1次)			8						
A	40 中柵			12						
A	41 林合			11						
A	42 ニ夕通り			10						
A	43 仏具壇			2						
A	44 狐石			6						
A	45 金重谷地			12						
A	46 高林			8						
A	47 古矢館			3						
A	48 上岡・堰下			14						
A	49 八影腰巻(5次)			8						
A	50 八影腰巻(3次・北地区)他			6						
A	51 初山			401						
A	52 御所館			3						
A	53 道場			9						
A	54 梅沢館跡			6						
A	55 皆屋敷			15						
A	56 御前			2						
A	57 孫六橋			24						
A	58 二本木			26						
A	59 関和久(3次)			7						
A	60 徳定A			208						
A	61 徳定B			134						
A	62 関和久(4次)			4						
A	63 関和久(5次)			2						
A	64 矢ノ戸			90						
A	65 伊達西部条理遺構(1次)			1						
A	66 伊達西部条理遺構(2次)			3						
A	67 鳴神・柿内戸			129						
A	68 伊達西部条理遺構(3次)			2						
A	69 関和久(6次)			5						
A	70 御山千軒			204						
A	71 赤根久保			6						
A	72 谷地前C			22						
A	73 佐平林 I~IV			36						

備品番号	規格等	受				払				備考				
		年	月	日	事由	数量	金額	供用場所	年		月	日	事由	数量
A 74	佐平林V					5								
A 75	南林正寺					2								
A 76	伊達西部条理遺構(4次)					1								
A 77	関和久(7次)					3								
A 78	関和久(8次)					3								
A 79	二重堀(下入ノ内)					25								
A 80	金谷館					21								
A 81	矢ノ目					49								
A 82	伊達西部条理遺構(5次)					2								
A 83	十三塚					3								
A 84	源平C					8								
A 85	下小山田古墳群					2								
A 86	山田B・須賀川市					4								
A 87	源平A					2								
A 88	佐平林Ⅶ					8								
A 89	佐平林Ⅷ					49								
A 90	谷地前C(2次)					32								
A 91	西原					19								
A 92	寺前					10								
A 93	関和久(9次)					11								
A 94	伊達西部条理遺構(6次)					2								
A 95	梁川城跡他					28								
A 96	杉内B					8								
A 97	杉内C					4								
A 98	杉内E					5								
A 99	大久保A・須賀川市					41								
A 100	沼平					42								
A 101	沼平塚群					2								
A 102	沼平東					39								
A 103	細梓城跡					2								
A 104	関和久(10次)					5								
A 105	又兵衛田A					22								
A 106	唐松A					9								
A 107	早稲田古墳群他					26								
A 108	七郎内C					201								
A 109	七郎内D					9								
A 110	関和久上町(1次)					19								
A 111	下堀際					19								
A 112	唐松A(唐松館跡)					18								
A 113	地藏田B(カナイ館跡)					4								
A 114	地藏田A(1次)					4								
A 115	下悪戸					11								
A 116	上悪戸					40								
A 117	薬師堂					64								
A 118	栗木内塚					2								
A 119	蓬入													
A 120	松ヶ平A(1次)					20								
A 121	上ノ台A(1次)					217								
A 122	宮前					2								
A 123	松ヶ平A(2次)					32								
A 124	松ヶ平D					13								
A 125	柏久保					16								
A 126	小倉地区段群(沼平塚群・又兵衛田塚群・田原塚群)					1								
A 127	矢先石					9								
A 128	雨田館跡					2								
A 129	東作田A					3								
A 130	梅木平・梅木平塚					23								
A 131	駒形A					9								
A 132	東作田C					42								
A 133	一斗内					362								
A 134	下谷ヶ地平A(1次)					23								
A 135	北ノ前					20								
A 136	関和久上町(2次)					33								
A 137	小田口B					3								
A 138	小田口C					26								
A 139	小田口D					141								
A 140	荒小路					360								
A 141	地藏田A(2次)					2								
A 142	道上					51								
A 143	下谷ヶ地平A(2次)					28								
A 144	一ノ坪・稻荷宮					1								
A 145	岩下A(1次)					34								
A 146	岩下B					14								
A 147	岩下C					16								
A 148	原田(1次)					2								
A 149	関和久(本報告)					66								
A 150	関和久上町(3次)					19								
A 151	藤ノ原A					2								

備品番号	規格等	受			払			備考
		年月日	事由	数量	金額	年月日	事由	
A 152	高畑			4				
A 153	大内B			20				
A 154	鬼喰			9				
A 155	堂平B			38				
A 156	下谷ヶ地平B			2				
A 157	下谷ヶ地平C			86				
A 158	腰巻			5				
A 159	岩下D			17				
A 160	日向南(1・2次)			78				
A 161	藩境土塁			1				
A 162	北原			41				
A 163	原田(2次)			1				
A 164	関和久上町(4次)			16				
A 165	細草			4				
A 166	蛭館B			3				
A 167	蛭館跡			8				
A 168	清水上			7				
A 169	中江聖の宮			72				
A 170	北大久保B・C(1次)			19				
A 171	二木松			6				
A 172	三貫地(原口地区)			83				
A 173	聖			3				
A 174	小屋館跡・本宮町			5				
A 175	菖蒲根			1				
A 176	牧場山(1次)			11				
A 177	関和久上町(5次)			9				
A 178	稲荷塚B			91				
A 179	日向南(3次)			160				
A 180	岩下向A			21				
A 181	羽白D(1次)			62				
A 182	羽白E(1次)			2				
A 183	十三仏			42				
A 184	古宿			35				
A 185	浜井場B			73				
A 186	平B			2				
A 187	北大久保B・C(2次)			3				
A 188	一ノ堰A			2				
A 189	一ノ堰B			261				
A 190	境付			3				
A 191	境A			26				
A 192	境B			3				
A 193	善光寺(1次)			57				
A 194	羽白D(2次)			36				
A 195	松ヶ平B			10				
A 196	宮内B(1次)			8				
A 197	岩下A(2次)			46				
A 198	羽白C(1次)			699				
A 199	関和久上町(6次)			10				
A 200	登戸			33				
A 201	王子前			49				
A 202	売田B			2				
A 203	田向E			25				
A 204	田向F			74				
A 205	田向E・F			1				
A 206	売田A			2				
A 207	売田塚群			1				
A 208	滝原山A			5				
A 209	界谷地			11				
A 210	坂口B			6				
A 211	下滝山塚群			1				
A 212	滝原前山B			2				
A 213	滝原前山C			19				
A 214	桑名邸(1次)			118				
A 215	深沢A			24				
A 216	上清神			3				
A 217	鬼渡A			82				
A 218	西窪			1				
A 219	大村新田			3				
A 220	中平			270				
A 221	関和久上町(7次)			23				
A 222	宮内A(1次)			27				
A 223	宮内B(2次)			73				
A 224	羽白C(2次)			165				
A 225	中丸東			4				
A 226	善光寺(2次)			9				
A 227	大森塚			3				
A 228	高田			38				
A 229	大森A(R113)			11				

備品番号	規格等	受				払				備考
		年月日	事由	数量	金額	年月日	事由	数量	金額	
A 230	大森C他			166						
A 231	五十堀田B(1次)			2						
A 232	平ヶ谷地A			2						
A 233	湯神前			6						
A 234	武井A			12						
A 235	武井B			207						
A 236	武井C			1						
A 237	武井D			21						
A 238	武井E他			47						
A 239	向田A			1204						
A 240	向田D			49						
A 241	向田E			320						
A 242	向田F			73						
A 243	向田G			330						
A 244	洞山B			1						
A 245	洞山C・D・E			11						
A 246	洞山C			4						
A 247	洞山D			345						
A 248	洞山E			1						
A 249	洞山F			37						
A 250	洞山G			16						
A 251	洞山H			9						
A 252	仲平(1次)			76						
A 253	柴原館			4						
A 254	柴原A(1次)			525						
A 255	中ノ沢A			24						
A 256	天光			68						
A 257	大作堰上			1						
A 258	駒板新田横穴群			49						H29. 3. 24
A 259	辰巳城(1次)			8						
A 260	久保田C			5						
A 261	田向A			31						
A 262	田向B			10						
A 263	枇杷沢B			16						
A 264	山崎(1次)			92						
A 265	桑名邸(2次)			416						
A 266	三十刈			1						
A 267	上曹A			32						
A 268	中曹			4						
A 269	水上			2						
A 270	曹宮西			81						
A 271	門田桑里制跡(中野地区)			1						
A 272	上ノ台A(2次)			949						
A 273	上ノ台B			18						
A 274	上ノ台C			15						
A 275	上ノ台D			33						
A 276	宮内A(2次)			12						
A 277	日向(2次)			10						
A 278	日向南(4次)			43						
A 279	牧場山(2次)			8						
A 280	北向			164						
A 281	唐崎			12						
A 282	師山			236						
A 283	山中			150						
A 284	南川尻A			31						
A 285	南川尻B			7						
A 286	古川尻B(1次)			15						
A 287	明神前B(1次)			1						
A 288	明神前C			15						
A 289	双子他			92						H29. 2. 24
A 290	今神			72						
A 291	鷺塚他			221						
A 292	大森A(1・2次)			98						H29. 2. 24
A 293	仲平(2次)			6						
A 294	春田			62						
A 295	下田			2						
A 296	五台山B(1次)			30						
A 297	八重米坂A(1次)			62						
A 298	鳥打沢A(1次)他			559						
A 299	観音山(1次)			49						
A 300	関和久上町(8次)			10						
A 301	角間			174						
A 302	高森平A			1						
A 303	船ヶ森西			35						
A 304	上吉田			138						
A 305	村西			1						
A 306	南原B			1						
A 307	能登			82						

備品番号	規格等	受			私			備考	
		年月日	事由	数量	金額	供用場所	年月日		事由
A 308	大村古墳群			3					
A 309	法正尻			2051					
A 310	カガヤ垣A			4					
A 311	松ヶ作C			6					
A 312	辰巳城(2次)			114					
A 313	芹沢A			6					
A 314	竹柄			4					
A 315	前原A			26					
A 316	前原B			11					
A 317	桜立D			3					
A 318	神指城跡(1次)			2					
A 319	四ツ栗			6					
A 320	大富西畑			134					
A 321	仲平(3次)			143					
A 322	関和久上町(9次)			5					
A 323	屋敷			303					
A 324	和泉			57					
A 325	横沼西			16					
A 326	二池塚			2					
A 327	後田塚群			2					
A 328	坂ノ下			2					
A 329	川前			2					
A 330	宮田館跡			17					
A 331	鳥井沢B(1次)			67					
A 332	鳥打沢A(2次)			333					
A 333	鳥打沢B(1次)			216					
A 334	長壽(1次)			834					
A 335	南入A(1次)			143					
A 336	羽山B(1次)他			76					
A 337	船沢A(1次)			19					
A 338	大船さくA(1次)			4					
A 339	平林B			1					
A 340	鹿島			24					
A 341	権現山下			0					
A 342	下竹ノ内(1次)			17					
A 343	狐山			2					
A 344	北大久保E(堰の上B)			27					
A 345	笹目平			27					H29. 3. 24%
A 346	笹目平館跡			1					
A 347	山崎(2次)			67					
A 348	神指城跡(2次)			4					
A 349	鷺沢			13					
A 350	鷺沢道南			23					
A 351	北平他			21					
A 352	関和久上町(10次)			13					
A 353	弥明			40					
A 354	蛇石前			66					
A 355	光谷			26					
A 356	羽山B(2次)			36					
A 357	鳥井沢B(2次)			170					
A 358	大船さくB(1次)			3					
A 359	大船さくC(1次)			8					
A 360	八重米坂A(2次)他			6					
A 361	長壽(2次)			562					
A 362	鳥打沢A(3次)			31					
A 363	鳥打沢B(2次)			17					
A 364	木村館跡			53					
A 365	宮ノ下A			7					
A 366	宮ノ下B			10					
A 367	大谷津A			1					
A 368	二池			5					
A 369	堀ノ内			45					
A 370	台ノ前A			3					
A 371	台ノ前B			4					
A 372	蟹沢B			2					
A 373	丸森B			2					
A 374	殿畑			76					
A 375	正直A			874					
A 376	柴原A(2次)			69					
A 377	四合内B			110					
A 378	仲作田			3					
A 379	仲ノ縄B			27					
A 380	仲ノ縄E			13					
A 381	宮林			2					
A 382	栗出館跡			8					
A 383	馬場平B			55					
A 384	小滝			26					
A 385	鴨ヶ館跡(1次)			19					

備品番号	規格等	受					私					備考	
		年月日	事由	数量	金額	供用場所	年月日	事由	数量	金額			
A 386	滝				8								
A 387	靴内				15								
A 388	作田B				37								
A 389	鍛冶久保				223								
A 390	谷津作館跡				6								
A 391	猪久保城(1次)				9								
A 392	本飯豊(1次)				39								
A 393	塩喰岩陰				379								
A 394	六郎次				6								
A 395	大船さくC(2次)				97								
A 396	八重米坂A(3次)				50								
A 397	八重米坂B(1次)他				9								
A 398	南入A(2次)・長瀬(3次)				111								
A 399	前田A(1次)				2								
A 400	前田C(1次)				4								
A 401	鳥打沢A(4次)				197								
A 402	萩原(1次)				2								
A 403	板木沢				10								
A 404	関和久上町(本報告)				41								
A 405	駒形B				2								
A 406	権現壇				3								
A 407	正直C				205								
A 408	羽黒山館跡				8								
A 409	鴨ヶ館跡(2次)				5								
A 410	本飯豊(2次)				49								
A 411	猪久保城東区(1・2次)				10								
A 412	猪久保城中央区(2次)				4								
A 413	落合				147								
A 414	長瀬(4次)				124								
A 415	前田C(2次)他				28								
A 416	大船さくA(2次)				1270								
A 417	大森				36								
A 418	鷲塚B				14								
A 419	鷲塚C				2								
A 420	内沢他				7								
A 421	段ノ原A(1・2次)				24								
A 422	段ノ原B(1・2・3次)				340								
A 423	大目原C				12								
A 424	鳥打沢A(5次)				44								
A 425	鳥井沢B(3次)				5								
A 426	大船さくA(3次)他				183								
A 427	駒込				2								
A 428	久原A				8								
A 429	夕タラ山(1次)				74								
A 430	馬場A				3								
A 431	勝利ヶ岡(2次)				40								
A 432	弓手原(1次)				139								
A 433	獅子内(1次)				215								
A 434	柴原A(3次)				13								
A 435	越田和				660								
A 436	栗成沢(1次)				2								
A 437	萩原(2次)				35								
A 438	栗成沢(2次)				2								
A 439	佐平林区区				2								
A 440	反田B				1								
A 441	藪												
A 442	横山A				11								
A 443	谷地前B				1								
A 444	谷地前C(3次)				1								
A 445	明神前B(2次)他				13								
A 446	猪倉A(1・2次)				356								
A 447	猪倉B				445								
A 448	古川尻B(2次)				62								H29. 2. 24
A 449	大森A(3次)				37								H29. 2. 24
A 450	五十堀田A				28								
A 451	下小林				1								
A 452	滑石				1								
A 453	達中久保				63								
A 454	板倉前B				39								
A 455	上森屋段他				12								
A 456	佐平林VI区				57								
A 457	笹内古墳群				72								
A 458	大猿田(1次)				29								
A 459	大久保A・いわき市				14								
A 460	大久保F				59								
A 461	夕タラ山(2次)				133								
A 462	白岩堀ノ内				139								
A 463	山田A				353								

備品番号	規格等	受				払				備考
		年月日	事由	数量	金額	年月日	事由	数量	金額	
A 464	山田B(1~4次)・相馬市他			208						
A 465	下岩沢A			1						
A 466	美シ森A			2						
A 467	美シ森B			53						
A 468	根ッ子原A			5						
A 469	大さく(1次)他			79						
A 470	弓手原A(2次)			155						
A 471	獅子内(2次)			165						
A 472	小田原			2						
A 473	大猿田(2次)			159						
A 474	大さく(2次)他			82						
A 475	鳥打沢A(6・7次)			28						
A 476	大さく(3次)他			41						
A 477	弓手原A(3次)			70						
A 478	西ノ向E			4						
A 479	獅子内(3次)			326						
A 480	北向A			10						
A 481	堀込			2						
A 482	鶯沢A			2						
A 483	岩洞A			3						
A 484	八方塚A(1次)			228						
A 485	小屋館(小屋館跡)・福島市			22						
A 486	獅子内(4次)			33						
A 487	上宮崎B			52						
A 488	北ノ内			2						
A 489	上宮崎A			47						
A 490	小又			31						
A 491	下宮崎A			27						
A 492	白山A			72						
A 493	白山C			110						
A 494	白山E			3						
A 495	程立A			4						
A 496	程立C			2						
A 497	上田郷VI(1次)			95						
A 498	板谷作			2						
A 499	中ノ内西			2						
A 500	関林D			31						
A 501	関林G			11						
A 502	関林H			10						
A 503	関林I			1						
A 504	関林J			5						
A 505	深田F他			5						
A 506	柳作A			17						
A 507	柳作B			7						
A 508	柳作C			14						
A 509	文京町			3						
A 510	田町			11						
A 511	一里段A			10						
A 512	金波			18						
A 513	山口			8						
A 514	寺之作			2						
A 515	山ノ内B			3						
A 516	折木(1次)			4						
A 517	大田川南			3						
A 518	高倉城跡(1次)			1						
A 519	下小墻上ノ原			14						
A 520	小墻城跡(1次)			1						
A 521	上本町D			45						
A 522	前川原			2						
A 523	鍛冶屋(1次)			139						
A 524	八方塚A(2・3次)			23						
A 525	田向			2						
A 526	白山D(1・2次)			36						H29. 2. 24
A 527	白山E(2次)			2						
A 528	金波B(1次)			7						
A 529	弥栄A			2						
A 530	八幡町B			16						
A 531	弘法山古墳群			37						
A 532	関林A			5						
A 533	関林C			3						
A 534	関林K			4						
A 535	関林L			2						
A 536	関林N			6						
A 537	関林O他			3						
A 538	深田C			3						
A 539	深田E			7						
A 540	関林H他			135						
A 541	山王川原			288						

備品番号	規格等	受					払					備考	
		年月日	事由	数量	金額	供用場所	年月日	事由	数量	金額			
A 542	後原				22								H29. 2. 24
A 543	弘法山				2								
A 544	赤沢A				16								
A 545	赤沢B				13								
A 546	八幡町A				1								
A 547	高原				96								
A 548	金波B(2次)				8								
A 549	蘭林A(2次)				2								
A 550	深田C(2次)				11								
A 551	松原				9								
A 552	川屋南				19								
A 553	松ヶ作A				51								
A 554	松ヶ作B				3								
A 555	松ヶ作D				2								
A 556	狐山(2次)				10								
A 557	上田郷VI(2次)				61								
A 558	上田郷VI(3次)				2								
A 559	折木(2次)				16								
A 560	土ヶ目木				3								
A 561	鍛冶屋(2次)				61								
A 562	馬場前(1次)				62								
A 563	大谷上ノ原(1次)				9								
A 564	新堤入				3								
A 565	小壙城跡(2・3次)				36								
A 566	江平				282								H29. 2. 24
A 567	堂平A				2								
A 568	堂平D				7								
A 569	堂平E				3								
A 570	堂平F				10								
A 571	北迫A				30								
A 572	本笑和田横穴群				2								
A 573	鍛冶屋(3次)				104								H29. 2. 24
A 574	馬場前(2次)				267								
A 575	小山B				58								
A 576	大谷上ノ原(2次)				17								
A 577	二枚橋				2								
A 578	上繁岡山根				2								
A 579	大谷山根				11								
A 580	上郡B				5								
A 581	本町西A				41								
A 582	上本町F				10								
A 583	上本町G				47								
A 584	日南郷				3								
A 585	高木				2508								
A 586	北ノ脇				201								
A 587	栗木内				149								
A 588	乾燥種子、鉄滓				23								
A 589	沢東B(1次)				9								
A 590	山中B				173								
A 591	前山A				254								
A 592	馬場前(2・3次)				517								
A 593	割田A				8								
A 594	割田B				4								
A 595	割田C				104								
A 596	割田D				2								
A 597	割田E				56								
A 598	割田G				13								
A 599	割田H				655								
A 600	北山下				20								
A 601	山岸硝庫				8								
A 602	沢東B(2次)				32								
A 603	高堂太				69								H29. 2. 24
A 604	南倉沢				48								
A 605	稲干場				17								
A 606	木賊				1								
A 607	後作A				12								
A 608	本町西B				35								
A 609	本町西C				9								
A 610	本町西D				2								
A 611	割田遺跡群鉄製品				2								
A 612	後作A(2次)				3								
A 613	上平A				59								
A 614	道平				2								
A 615	山田				4								
A 616	太刀洗				58								
A 617	宮前				101								
A 618	宮ノ前A				44								H29. 2. 24
A 619	堂平G				5								

備品番号	規格等	受					払					備考	
		年月日	事由	数量	金額	供用場所	年月日	事由	数量	金額			
A 620	中下				5								
A 621	夷田				4								
A 622	池ノ上				4								
A 623	鹿島(小野町)				12								
A 624	反田B				14								
A 625	関場B				2								
A 626	仁井殿				17								
A 627	中根館				5								
A 628	畑中				2								
A 629	宿仙木A				3								
A 630	別所				6								
A 631	柴さくA・柴さく古墳群				29								
A 632	麻生館				8								
A 633	荒屋敷				30								H29. 2. 24
A 634	荒屋敷(2次)				14								H29. 2. 24
A 635	荒屋敷(3次)				2								
A 636	荒屋敷(4次)				6								
A 637	桜町				48								H29. 2. 24
A 638	立ノ沢				17								
A 639	新林塚				2								
A 640	荒屋敷(5次)				2								
A 641	沼ノ上				4								
A 642	萩平				1								
A 643	沢目木(1次)				3								
A 644	反田C				2								
A 645	沢目木(2次)				2								
A 646	西田H				185								
A 647	堂田A				46								
A 648	沢目木B				42								
A 649	上平A(2次)				16								
A 650	上平B				49								
A 651	明神				13								
A 652	仲山C				7								
A 653	熊平B				13								
A 654	四ツ栗(2次)				2								
A 655	太刀洗(2次)				13								
A 656	乱塔前				27								
A 657	上平A(3次)				15								
A 658	上平B(2次)				6								
A 659	道平(2次)				11								
A 660	道平(3次)				2								
A 661	原B				36								
A 662	大田切				6								
A 663	仲山B				74								
A 664	上平A(4次)				2								
A 665	朴迫C				10								
A 666	朴迫B				5								
A 667	小池田(1次)				27								
A 668	小池田(2次)				26								
A 669	戸島土				6								
A 670	切付				3								
A 671	片倉				2								
A 672	広谷地				16								
A 673	石神				28								
A 674	小迫				19								
A 675	朴迫D				17								
A 676	後田A				173								
A 677	大田和広畑				69								H29. 2. 24
A 678	仲善寺				23								
A 679	古堤				2								
A 680	朴迫A				2								
A 681	田子平				360								
A 682	上平A(5次)				5								
A 683	萩原(3・4次)				201								
A 684	若ヶ沢B				5								
A 685	高堂太(3次)				17								H29. 2. 24
A 686	沼ノ上				47								H29. 2. 24
A 687	高堂太(4次)				56								H29. 2. 24
A 688	桜町(2次)				108								
A 689	桜町(3次)				27								
A 690	南萱倉				13								H28.12.6~7
A 691	小田高原(1次)				170								
A 692	中下B				2								
A 693	境田				3								
A 694	塚田B				5								
A 695	石橋				2								
A 696	手倉				2								
A 697	法昌段A				2								

備品番号	規格等	受				払				備考
		年月日	事由	数量	金額	年月日	事由	数量	金額	
A 698	青井沢J			31						
A 699	草場A			35						
A 700	TG-B5			1						
A 701	空釜			25						
A 702	煙石F			53						
A 703	煙石A			1						
A 704	萩平(1次)			16						
A 705	萩平(2次)			110						H29. 2. 24
A 706	小豆畑			2						
A 707	萩平(3次)			128						
A 708	小田原			8						
A 709	腹田A			8						
A 710	腹田B			3						
A 711	腹田C			2						
A 712	金谷林			2						
A 713	腹田B(2次)			2						
A 714	萩原			3						
A 715	横大道			1058						
A 716	桜町(4次)			45						
A 717	小田高原(2次)			38						
A 718	トロミ(1次)			61						
A 719	中山C			16						H28.12.6
A 720	西内			13						〃
A 721	葛蒲沢			13						〃
A 722	鞍木沢			164						〃
A 723	館越			226						〃
A 724	赤柴(南相馬市)			285						〃
A 725	荒井			60						〃
A 726	西原			13						〃
A 727	宿仙木A			12						〃
A 728	大谷上ノ原(4次)			2						〃
A 729	白子下C			13						〃
A 730	鴻ノ巣			3						〃
A 731	赤柴前			1						〃
A 732	払川			2						〃
A 733	赤柴前(2次)			2						〃
A 734	大槻			22						〃
A 735	南狼沢A(1次)			7						H29. 2. 24
A 736	西木流C(1次)			42						H29. 2. 24
A 737	鶴沼B(1次)			41						H29. 2. 24
A 738	鶴沼C			60						H29. 2. 24
A 739	西坂才(1次)			15						H29. 2. 24
A 740	西木流D(1次)			3						H29. 2. 24
A 741	南狼沢A(2・3次)			297						H29. 2. 24
A 742	向山			13						H29. 2. 24
A 743	小田高原(3次)			30						
A 744	トロミ(1・2次)			71						
A 745	トロミ(3次)			87						
A 746	桜町(5次)			3						
A 747	西木流D(2次)			39						
A 748	西木流C(2次)			26						
A 749	西坂才(2次)			7						
A 750	鶴沼B(2次)			26						
A 751	赤柴前(3・4次)			5						
A 752	赤柴(新地町)			11						
A 753	北狼沢A			4						
A 754	東羽黒平			53						
A 755	宝直			3						
A 756	行合道B			12						
A 757	熊屋敷B			5						
A 758	姥ヶ岩			4						
A 759	川向			6						
A 760	南代			248						
A 761	植松C			573						
A 762	瀧ノ入			19						
A 763	桶師屋			65						
A 764	川原田			27						
A 765	南狼沢			3						
A 766	南狼沢B(1次)			9						
A 767	朴木原			5						
A 768	新田			67						
A 769	大清水B(1次)			270						
A 770	鈴山(1次)			213						
A 771	沢入B(1次)			37						
A 772	庚申向A			5						
A 773	横川B			3						
A 774	東羽黒平(2・3次)			4						
A 775	五畝田・犬這			42						

備品番号	規格等	受				払				備考
		年月日	事由	数量	金額	年月日	事由	数量	金額	
A 776	天化沢A			206						
A 777	本町			6						
A 778	宮田条理			4						
A 779	栗林(1次)			2						
A 780	福田			2						
A 781	上ノ台			2						
A 782	沼ヶ入(1次)			2						
A 783	馬場			2						
A 784	新宿			3						
A 785	沼ヶ入(2次)			3						
A 786	上ノ台館(1次)			3						
A 787	五畝田B			9						
A 788	谷地中			94						
A 789	高木(須賀川)			327						
A 790	大谷上ノ原(5次)			2.5						2020°
A 791	大谷上ノ原(6次)			16						2020°
A 792	八反田			3						2020°
A 793	向ノ入山			6						2020°
A 794	毛萱館跡			15.5						2020°
A 795	上ノ台館跡(2次)			2						2020°
A 796	中室内(1・2次)			6						2020°
A 797	日照田			34						2020°
A 798	館ノ前			4						2020°
A 799	上ノ台館跡(3次)			4						2020°
A 800	田向			19						2020°
A 801	中室内(3次)			3						2020°
A 802	荒屋敷			15						2020°
A 803	姿平西製鉄			40						2021年
A 804	姿平西A			21						
A 805	宮平			25						
A 806	鹿屋敷			126						2021・2022年
A 807	赤坂D			338						2021・2022年
A 808	銅谷畑			71						2022年
A 809	後畑B			53						2022年
A 810	小和瀬			208						2022年
			小計	48627						
木製品(未処理/処理済/露出)										
A 2001	木:東北横断道(鍛冶久保ほか)			155						
A 2002	木:相馬開発(師山ほか)			737						
A 2003	木:福島空港(湯神前ほか)			116						
A 2004	木:会津農水(神指城ほか)			3						
A 2005	木:三春ダム(越田和ほか)			126						
A 2006	木:東北縦貫道(勝利ヶ丘ほか)			1						
A 2007	木:R113BP(三貫地ほか)			2						
A 2008	木:R6BP(山中Bほか)			134						
A 2009	木:真野ダム(岩下Aほか)			1						
A 2010	木:原町火発(鳥井沢ほか)			158						
A 2011	木:母畑(正直Aほか)			175						
A 2012	木:常磐道(大猿田ほか)			341						
A 2013	木:摺上川(獅子内ほか)			2						
A 2014	木:あぶくま南道(江平ほか)			124						
A 2015	木:東北新幹線(御山千軒ほか)			115						
A 2016	木:伊達西部(金谷館ほか)			5						
A 2017	木:阿武隈右岸(北ノ脇ほか)			1						
A 2018	木:会津縦貫北(沼ノ上ほか)			138						
A 2019	木:その他(梁川城ほか)			181						
A 2020	木:保存処理済(唐崎ほか)			50						特収
A 2021	木:横断道-相馬-会津縦貫北(風敷ほか)			8						特収
A 2022	木:日照田			1						特収
A 2023	木:瀧ノ入			3						特収
A 2024	木:桶師屋			27						特収
A 2025	木:相馬開発ほか ※露出※			1801						
A 2026	木:高木(須賀川)			9						特収
A 2027	木:会津縦貫北(西坂才ほか)			46						特収
A 2028	木:後畑B			1						特収
			木小計	4,461						
金属製品(未処理/処理済)										
A 3001	金:東北横断道(駒板ほか)			25						特収
A 3002	金:相馬開発(唐崎ほか)			25						特収
A 3003	金:福島空港(観音山ほか)			9						
A 3004	金:会津農業水利(下堀跡ほか)			2						
A 3005	金:三春(四合内ほか)			2						
A 3006	金:東北道(観音山ほか)			2						
A 3007	金:R113BP(善光寺ほか)			4						
A 3008	金:R6BP(大森ほか)			5						
A 3009	金:真野ダム(松ヶ平ほか)			1						

物品管理簿

分類:備品

品目 考古資料類 単位:箱 規格(55×39×14cm)

文化財課 所管

備品番号	規格等	受			払			備考	
		年月日	事由	数量	金額	供用場所	年月日		事由
B 1	東北新幹線遺跡分布調査報告書								
B 2	母畑地区遺跡試掘調査概報 I					福島県文化財センター白河館			
B 3	母畑地区遺跡分布調査報告 II					(以下同じ)			
B 4	母畑地区遺跡分布調査報告 III								
B 5	母畑地区遺跡分布調査報告 IV								
B 6	矢吹地区遺跡分布調査報告 I								
B 7	母畑地区遺跡分布調査報告 V								
B 8	阿武隈地区遺跡分布調査報告 I								
B 9	母畑地区遺跡分布調査報告 VI								
B 10	矢吹地区遺跡分布調査報告 II								
B 11	阿武隈地区遺跡分布調査報告 II								
B 12	矢吹地区遺跡分布調査報告 III								
B 13	阿武隈地区遺跡分布調査報告 III								
B 14	母畑地区遺跡分布調査報告 VII								
B 15	真野ダム関連遺跡発掘調査報告 IV								
B 16	母畑地区遺跡分布調査報告 VIII								
B 17	矢吹地区遺跡分布調査報告 IV								
B 18	国営会津農業水利事業関連遺跡調査報告 II								
B 19	相馬地域開発関連遺跡分布調査報告 I								
B 20	矢吹地区遺跡分布調査報告 V								
B 21	母畑地区遺跡分布調査報告 IX								
B 22	国営会津農業水利事業関連遺跡調査報告 III								
B 23	国道113号バイパス遺跡調査報告 I								
B 24	矢吹地区遺跡分布調査報告 VI								
B 25	母畑地区遺跡分布調査報告 X								
B 26	矢吹地区遺跡分布調査報告 VII								
B 27	母畑地区遺跡分布調査報告 11								
B 28	福島空港用地内埋蔵文化財分布調査報告 I								
B 29	矢吹地区遺跡分布調査報告 VIII								
B 30	母畑地区遺跡分布調査報告 12								
B 31	矢吹地区遺跡分布調査報告 IX								
B 32	母畑地区遺跡分布調査報告 13								
B 33	国営会津農業水利事業関連遺跡調査報告 VII								
B 34	福島空港用地内埋蔵文化財分布調査報告 II								
B 35	母畑地区遺跡分布調査報告 14								
B 36	矢吹地区遺跡分布調査報告 X								
B 37	相馬地区遺跡分布調査報告 I								
B 38	東北横断自動車道遺跡分布調査報告 1								
B 39	相馬地域開発関連遺跡調査報告 II								
B 40	原町火力発電所関連遺跡調査報告 I								
B 41	福島空港関連道路遺跡分布調査報告 I								
B 42	母畑地区遺跡分布調査報告 15								
B 43	矢吹地区遺跡分布調査報告 X I								
B 44	相馬地区遺跡分布調査報告 II								
B 45	三春ダム関連遺跡分布調査報告 I								
B 46	福島空港用地内埋蔵文化財分布調査報告 III								
B 47	東北横断自動車道遺跡分布調査報告 2								
B 48	母畑地区遺跡分布調査報告 16								
B 49	三春ダム関連遺跡分布調査報告 II								
B 50	東北横断自動車道遺跡分布調査報告 3								
B 51	一般国道6号バイパス遺跡分布調査報告 I								
B 52	母畑地区遺跡分布調査報告 17								
B 53	母畑地区遺跡分布調査報告 18								
B 54	安積P. A. 拡幅改良事業東北自動車道遺跡予備調査報告								
B 55	常磐自動車道遺跡分布調査報告 3								
B 56	原町火力発電所関連遺跡調査報告 VI								
B 57	相馬地域開発関連遺跡調査報告 III								
B 58	常磐自動車道遺跡調査報告 4								
B 59	福島県内遺跡分布調査報告 2								
B 60	福島県内遺跡分布調査報告 3								
B 61	福島県内遺跡分布調査報告 4								
B 62	福島空港・あぶくま南道路遺跡分布調査報告 1								
B 63	福島県内遺跡分布調査報告 5								
B 64	福島空港公園遺跡発掘調査報告 I								
B 65	福島県内遺跡分布調査報告 6								
B 66	福島空港・あぶくま南道路遺跡分布調査報告 2								
B 67	一般国道6号バイパス遺跡分布調査報告 III								
B 68	常磐自動車道遺跡調査報告 31								
B 69	常磐自動車道遺跡調査報告 33								
B 70	福島県内遺跡分布調査報告 7								
B 71	福島県内遺跡分布調査報告 8								
B 72	福島県内遺跡分布調査報告 9								
B 73	福島県内遺跡分布調査報告 10								
B 74	福島県内遺跡分布調査報告 1								
B 75	福島県内遺跡分布調査報告 11								
B 76	福島県内遺跡分布調査報告 12								
B 77	福島県内遺跡分布調査報告 13								
B 78	福島県内遺跡分布調査報告 14								
B 79	福島県内遺跡分布調査報告 15								2018*
B 80	福島県内遺跡分布調査報告 16								2018*
B 81	福島県内遺跡分布調査報告 17								2018*
B 82	福島県内遺跡分布調査報告 18								2018*
B 83	福島県内遺跡分布調査報告 19								2018*
B 84	福島県内遺跡分布調査報告 20								2018*
B 85	福島県内遺跡分布調査報告 21								2018*
B 86	福島県内遺跡分布調査報告 22								2018*
B 87	福島県内遺跡分布調査報告 23								2018*
B 88	福島県内遺跡分布調査報告 24								2018*
B 89	福島県内遺跡分布調査報告 25								2018*
B 90	震災復興関連 1								2018*
B 91	震災復興関連 2								2018*
B 92	震災復興関連 3								2018*
B 93	平成28年度保管場設置等工事予定地における埋蔵文化財調査業務業務報								2021年度追加

物品管理簿

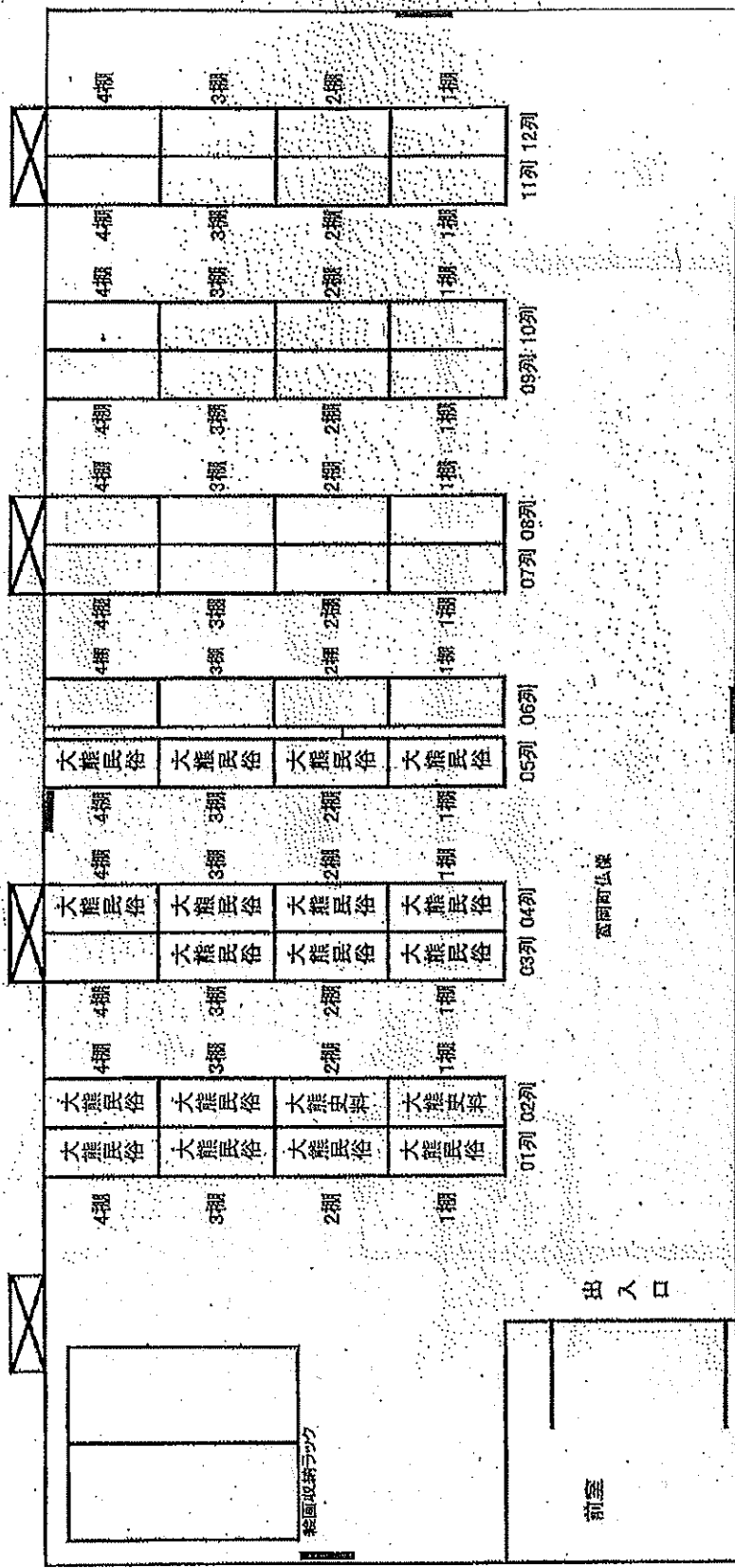
文化財課 所管

品目 考古資料類 単位：箱 規格(55×39×14cm)

分類：備品

備品番号	規格等	受			払			備考
		年月日	事由	数量	金額	年月日	事由	
C 1	東北縦貫自動車道			2				踏査
C 2	国営総合農地開発事業矢吹地区			10				踏査
C 3	国営会津農業水利事業			8				踏査
C 4	国道113号バイパス			3				踏査
C 5	東北横断自動車道			5				踏査
C 6	三春ダム関連			2				踏査
C 7	常磐自動車道			4				踏査
C 8	あぶくま南道路			1				踏査
C 9	会津縦貫北道路			1				踏査
C 10	東北中央自動車道			1				踏査
C 11	隈戸川農業水利事業他			1				踏査

計 38



仮保管施設A棟



責任の分担

事由	内容	負担者	
		県	指定管理者
法令変更への対応	設置基準の達成など、管理物件の整備が必要なもの	○	
	上記以外の運営基準の達成など、施設の管理運営面で対応可能なもの		○
税制変更への対応	管理業務に影響を及ぼすもの	○	○
	上記以外のもの		○
物価変動による費用の増加			○
金利変動による費用の増加			○
周辺地域・住民及び施設利用者への対応	周辺地域との協調に対応するもの		○
	管理業務の内容に対する住民及び施設利用者からの要望、意見、訴訟等に対応するもの		○
	上記以外のもの	○	
政治、行政的理由による業務内容の変更	政治、行政的理由から、管理業務の継続に支障が生じた場合又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の費用及びその後の維持管理における当該事情による費用の増加に対応するもの	○	
書類の誤りによる損害	仕様書等県が作成した書類によるもの	○	
	事業計画書等指定管理者が作成した書類によるもの		○
資金調達遅延による損害	経費の支払い遅延（県→指定管理者）によって生じたもの	○	
	経費の支払い遅延（指定管理者→債権者）によって生じたもの		○
管理物件の損傷	経年劣化によるもの（価格10万円以下の物品、設計額60万円以下の修繕）		○
	経年劣化によるもの（上記以外のもの）	○	
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（価格10万円以下の物品、設計額60万円以下の修繕）		○
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（上記以外のもの）	○	
	指定管理者の故意、過失によるもの（管理業務実施の用に供することができなくなった場合の処分を含む）		○

事由	内容	負担者	
		県	指定管理者
不可抗力による損害	暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動その他の県又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象に伴う管理物件の損壊による、修復等費用の増加及び事業の履行不能に対応するもの	○	○ 責めに帰すもの
	事故・災害発生時の業務停止による運営リスク	○	○ 責めに帰すもの
資料等の損傷	管理者としての注意業務を怠ったことによるもの		○
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（指定管理者の責めに帰すもの）		○
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（上記以外のもの）	○	
施設利用者等第三者への損害	管理者としての注意義務を怠ったことにより損害を与えたもの		○
	上記以外のもの	○	
警備等不備による損害	警備等の不備により情報漏洩、犯罪発生等が生じたもの		○
事業終了時の費用	指定管理者の指定期間が終了した場合又は期間中途に指定が取り消された場合における撤収に要するもの		○

福島県文化財センター白河館管理運営に係る業務概要

福島県文化財センター白河館（愛称「まほろん」。以下「白河館」という。）の指定管理者が行う業務は、この業務概要のとおりとする。

I 業務内容

◎ 文化財の収蔵・保管及び活用等に関する業務

白河館の設置目的を達成するために、文化財の適正な収蔵・保管や活用等の業務を行う。

◎ 白河館の維持管理に関する業務（Ⅲに詳細を記載）

白河館の機能を常に良好な状態に保つための修繕、維持管理業務を行う。

II 文化財の収蔵・保管及び活用等に関する業務

1 考古資料の保管及び展示、考古資料以外の文化財の展示並びに文化財に関する資料の保管及び展示

(1) 考古資料の収蔵・保管

ア 福島県教育委員会（以下「県教委」という。）が発掘調査した出土文化財を収蔵・保管する。

(ア) 県教委からの搬入をもって受け入れ、収蔵資料台帳を作成し、必要に応じて更新する。また、出土文化財等のデータベース入力を行う。

(イ) 出土文化財は、必要に応じて保存処理を施す。

(ウ) 出土文化財は、発掘調査した事業、年度、遺跡及び報告書掲載・未掲載に分類して保管箱に入れ、効率的に保管棚を活用して収納する。

(エ) 出土文化財の中で、保存処理を施した木質遺物・金属製遺物等は、温湿度を適切に管理した特別収蔵庫等に保管する。その他の出土文化財等は、一般収蔵庫等に保管する。

(オ) 出土文化財は、閲覧、貸出、見学等に迅速に対応できるように整理して収納する。

出土文化財の貸出しは、県教委に協議の上その承認を得て行う。

(カ) 重要文化財等の保管については、必要に応じて教育長と協議の上、専門職員が適切に取り扱う。

(キ) 地震等による損壊を防止する措置を講じる。

イ 出土文化財の取扱いは収蔵資料台帳に基づき、専門職員が適切に取り扱う。

- (7) 出土文化財の文化財としての価値を損なうことのないように取扱う。
 - (4) 出土文化財の劣化を防ぐために点検を行い、適切に管理する。
 - (9) 出土文化財の損傷等が判明した場合は、速やかに県教委に報告し、県教委の指示を得て、対策を講じる。
- (2) 文化財に関する資料の収蔵・保管
- ア 県教委が調査した文化財に関する資料を収蔵・保管する。
 - (7) 県教委からの搬入をもって受け入れ、収蔵資料台帳を作成し、必要に応じて更新する
 - (4) 文化財に関する資料は、閲覧、貸出等に迅速に対応できるように整理して収納する。
 - イ 模型・レプリカその他重要と思われる資料の貸出しは、県教委に協議の上その承認を得て行う。
- (3) 考古資料、考古資料以外の文化財及び文化財に関する資料の展示
- ア 一般事項
 - (7) 入館者には展示の解説を行う。
 - (4) 展示品の管理は、施錠等を確実にし、適切な管理に努める。
 - (9) 展示に必要な資料の調査を行う。
 - (エ) 資料を借用する場合は、指定管理者が責任をもって借用手続、搬送等の業務を適切に実施し、借用した資料等については速やかに県教委に報告する。
 - (オ) レプリカ等に破損等があった場合には、速やかに県教委に報告し、修繕等について協議する。
 - イ 常設展示
 - (7) 考古資料、考古資料以外の文化財及び文化財に関する資料の展示は、入館者が県内の各地域の文化財を知り、「見て、触れて、考え、学ぶ」というプロセスを通して、文化財への愛着を育むことができるように努める。
 - (4) 常設展示は、「遺跡から学ぶ自然と人間とのかかわり」をテーマに、下記のコーナーのテーマ毎に展示する。下記のテーマに基づき、指定管理者が創意工夫をこらして、定期的な展示替えを行う等、リピーターの確保を図り、利用者の増加に努める。
 - a めぐみの森
 - b 暮らしのうつりかわり
昭和40年代、江戸時代、鎌倉・室町時代、奈良・平安時代、古墳時代、弥生時代、縄文時代、旧石器時代、生と死

- c 暮らしをささえた道具たち
サブコーナー〈まほろんビデオBOX〉
 - d 遺跡を掘る
サブコーナー〈話題の遺跡〉
 - e みんなの研究ひろば
 - f 福島県の歴史
 - g 福島県の文化遺産
 - h 白河の歴史と文化遺産
 - i 福島県の文化財に関する映像展示
- (f) 常設展示の造形・造作物のメンテナンス、修復を必要とするときは県教委に速やかに報告し、修繕を行う。
- (e) 復元品製作研究の成果を取り入れ、実物との並列展示等に努める。

ウ 企画展示

- (f) 企画展示は、年3回以上開催する。
- (i) 県内外の指定文化財、新たに指定された文化財等について、テーマを決めて展示を行う。また、福島県の復興への励ましや地域コミュニティの再生に結びつくような展示にも努める。

エ 野外展示

- (f) 野外展示施設は、文化財を広く理解するために見学や体験学習等に活用する。
- (i) 野外展示施設は、利用者が安全に使用できるよう適切な維持管理を行い、また、利用者が快適に利用できるよう、適切な衛生管理を行う。
- (f) 破損等があった場合には、安全を確保した上で速やかに県教委に報告し、修繕等について協議する。

2 文化財に関する講演会、講習会等の開催

- (1) 文化財に関する講習会等の開催
文化財に親しみ、文化財への理解を深めるために、文化財に関する講習会、映写会等を企画及び開催する。
- (2) 文化財に関する定期講演会等の開催
文化財に関する定期講演会、文化財講座等を企画及び開催する。

3 文化財等を活用した体験学習の実施

(1) 体験学習の実施

文化財への親しみや理解を深めるために、文化財や歴史に関する体験学習イベント、利用者が実際に復元品等を製作又は使用する体験学習等を実施する。

(2) 施設内での体験学習

施設内での体験学習は、個人・少人数来館者を対象とする事前予約不要の常時体験型と、事前に参加者を募集して実施する募集型の2種類とする。

(3) 館外体験学習

館外体験学習は、より多くの県民の文化財保護と活用への理解と関心を高めるために、学校や公民館等に出向いて体験学習を実施する。

(4) 体験学習の活動内容、回数

体験学習の活動内容、回数は、利用者のニーズをもとに、開発と見直しを行う。

(5) 体験学習等で使用する材料の販売

作製後に学習者が持ち帰ることが可能である体験学習等に係る成果品に使用する原材料は、学習者に販売する。

(6) 学習者の安全確保

体験学習の実施にあたっては、学習者の安全確保を図る。

4 文化財に関する情報の収集及び提供

(1) 情報の収集及び発信

利用者等へのサービスの充実のため文化財に関わる情報の収集及び発信を行い、利用者等への最新の情報を提供できるように努める。

(2) インターネットを利用した情報発信

ホームページやSNSを活用するなどして、最新の情報を発信する。情報の内容は、施設案内の他に福島県内の文化財に関わる情報を含む。また、文化財の公的機関とリンクさせ、利用者の利便性を向上させる。情報は、随時更新を行う。

(3) 「まほろん通信」の発行及び公開

白河館の業務活動を広報するため、「まほろん通信」を年4回発行する。発行部数は、3,000部以上とし、来館者の他に、県内の教育委員会、学校等に配布し、ホームページでも公開する。

(4) 利用者に対するアンケートの実施

利用者の声を把握し、施設サービスの向上を図るため、必要に応じて利用者アンケートを実施する。

- 5 文化財に関する調査、研究を担当する市町村等の職員の研修及び技術支援
 - (1) 文化財担当職員等に対する研修及び技術支援の実施
県内市町村や団体等で文化財に関する調査、研究を担当する職員、文化財を学校教育等に活用しようとする教職員等を対象に、文化財保護や文化財の活用に必要な知識と技能の習得のため、研修及び出土文化財の保存処理に係る技術支援を行う。
 - (2) 研修の実施場所
研修を行う場所は、館内施設、発掘調査現場、県内各施設等を利用する。
 - (3) 研修の種類及び内容
研修の種類は、基礎研修及び専門研修の2種類とし、研修の内容及び回数は、対象者のニーズに応じたものとする。

- 6 考古資料の保管及び文化財の活用に関する専門的又は技術的な調査研究
 - (1) 専門職員の調査研究
専門職員は主に下記の文化財に関わる調査研究を実施し、県民へのサービスに活かされるように努める。
 - ア 常設及び企画等の展示に資する調査研究
 - イ 文化財を活用した体験学習に資する調査研究
 - ウ 考古資料の保管に関する調査研究
 - (2) 「研究紀要」の発行
調査研究の成果をまとめて、「研究紀要」を年1回発行し、ホームページでも公開する。

- 7 出土文化財の保存処理
県教委が実施した発掘調査により出土した遺物をデータ処理及び保存処理を行い、良好な状態に整え保管する。
 - (1) データベース入力業務
埋蔵文化財調査作業所（遺跡調査部）で分類・整理された出土遺物のデータベース入力を行う。
 - (2) 木質・金属質遺物保存処理及び劣化防止作業
発掘調査報告書に掲載された遺物の保存処理と報告書未掲載の遺物の分類作業及び劣化防止作業を行う。
 - ア 発掘調査報告書に掲載された木質・金属質遺物の保存処理を行う。その資料点数は都度協議して定める。
 - イ 報告書未掲載の木質・金属質遺物の分類作業は、「出土品の取扱基準」に準

じて保存処理の必要の有無を判断し、年間分類数 600 点を目標として分類する。

ウ 劣化防止作業は、上記ア及びイの作業の前に優先的に進めるとともに、劣化の激しいものや資料として耐えがたいものから順次処置する。

エ 「劣化防止・保存処理業務一覧」については別紙参照による。

8 ボランティアの運営

(1) ボランティアの運営

ア ボランティア登録を行い、ボランティアは指定管理者と協働して白河館の業務運営にあたる。

イ ボランティアの運営にあたっては、白河館の担当職員が窓口となり、スケジュール、活動内容及び活動場所の調整を行う。

(2) ボランティア活動費の負担

ボランティアの活動は、交通費や昼食を支給せず無償とする。ただし、ボランティア保険の掛金は白河館の負担とする。

9 その他

(1) 「年報」の発行

白河館の事業概要、入館者統計等を各事業年度にとりまとめた「年報」を年1回、500部以上発行し、ホームページでも公開する。

(2) 利用者への対応

施設の利用者への対応にあたっては、下記ア～エについて親切丁寧な対応を心がけ、常にサービス向上に努める。

ア 窓口の対応、施設建物・敷地内等の案内

イ 研修利用者への適切な指導、助言

ウ 電話の対応

エ 負傷者、急病人への対応及び年少者、高齢者、障がい者等への配慮

オ 敷地内で工事が実施された場合における利用者の作業場所及びその周辺への立ち入り制限又は迂回

(3) 利用者へのサービス向上のための関係機関との連絡調整

下記ア、イの関係機関との連絡調整等を実施し、利用者へのサービス向上に努めること。

ア 各種関係団体との調整

イ 各種協議会等に参加しての必要な情報収集

(4) 自動販売機の設置と運営

指定管理者は利用者支援業務の一環として自動販売機の設置及び運営業務を行い、これにより得られた収入を自己の収入とすることができる。

(5) グッズ等の販売

あらかじめ県教委の承認を受けた後に、白河館の設置目的の達成に適したグッズ等を販売するものとする。

Ⅲ 白河館の維持管理に関する業務

1 維持管理業務全般に関わる共通仕様事項

(1) 仕様書

法令や条例等を遵守するとともに、県教委が個別に指示する事項の他、「建築保全業務共通仕様書、公共建築工事標準仕様書（建築工事編）、公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）、公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）、公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）、公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）、公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）、「保全業務標準仕様書」（（旧）文部省大臣官房文教施設部発行）、「建築物維持管理の記録、建築物維持保全の手引き」（福島県土木部作成、平成12年度版）等に基づき、建物・設備等の点検・修繕・保守を行うこと。

(2) 業務計画

業務にあたっては、特に以下の点に注意する。

ア 利用状況に応じた効率的な計画を策定すること。

イ 予防保全に心がけること。

ウ 施設、敷地内の環境を常に安全で衛生的な状態で保ち、利用者の健康被害を防止すること。

エ ごみの削減、省エネルギー、グリーン購入、CO2削減等、環境に配慮した運営を行うこと。

オ その他維持管理サービスの質と効率を高める創意工夫、努力をこらすこと。

(3) 修繕

ア 指定期間中に予想される補修箇所を予め把握して、合理的な長期修繕計画を策定する。

イ 設計額が60万円を超える工事では、県教委は別途予算計上するので、教育委員会の指示に従う。

ウ 設計額が60万円以下の修繕は、県教委と協議して指定管理者の裁量で行うこととするが、施工業者の選定に際しては、確実な施工が可能である業者

を選定するとともに、修繕費用の節減に努める。

2 建築物保守管理業務

(1) 対象

敷地内の建築物及び附属施設

(2) 業務の目的と内容

施設の建築物の美観の維持及び設備の初期の性能維持を図り、利用者が快適に利用できる場を提供するため、建築物等の点検、保守、修理、交換を実施する。また、火気及び施錠等の管理を的確に行う。

施設設備の損傷が判明した場合は、速やかに県教委に報告する。

(3) 点検項目

建築物の保守管理にあたっては、1の維持管理業務全般に関わる共通仕様事項（以下「共通仕様事項」という。）を参照し、適切な建築物保守管理計画を作成して実施する。

3 建築設備保守管理業務

(1) 対象

敷地内の各種建築設備

(2) 業務の目的と内容

施設の建築設備の機能と環境を維持し、利用者に対して常に良好な場を提供するため、空調給排水設備、電気設備、機械設備、防災設備等の建築設備について、適切な管理計画のもとに、設備の運転、監視、点検、整備等の保守管理を行う。

(3) 点検項目

建築設備の保守管理にあたっては、「共通仕様事項」及び別記4-1「福島県文化財センター白河館の維持管理に係る業務仕様書」の1-(1)～(6)等を参照し、適切な建築設備保守管理計画を作成して実施する。

4 備品・物品管理業務

(1) 対象

別紙により管理を委託する備品及び現に白河館で保管されている物品

(2) 業務の目的と内容

施設で利用する備品及び物品の機能と環境を維持し、利用者に対して常に良好な用に供するため、備品及び物品の点検、保守、修理、交換を実施する。

物品の管理については、県財務規則の取扱いに準じた方法とすること。

なお、価格が10万円以上の備品の更新又は新たな備品が必要な場合は、必要に応じて県教委で予算措置するので、事前に県教委と協議すること。

(3) 個別事項

日常的な保守管理の他、毎年度末に現物と物品管理簿とを照合すること。

なお、展示用及び講堂用AV機器については、別記4-1「福島県文化財センター白河館の維持管理に係る業務仕様書」の1-(7)等を参照し、保守点検を行うものとする。

5 外構等保守管理業務

(1) 対象

敷地内の外構施設、工作物及び植栽（以下「外構等」という。）

(2) 業務の目的と内容

施設の機能と環境を維持し、利用者に対して常に良好な場を提供するため、外構等の点検、保守、緑樹の保護、育成、処理等を行う。

(3) 点検項目

ア 業務全般

外構等の保守管理にあたっては、「共通仕様事項」及び別記4-1「福島県文化財センター白河館の維持管理に係る業務仕様書」の1-(8)、(10)等を参照し、適切な外構等保守管理計画を作成して実施する。

イ 外構施設等保守管理

以下の外構施設及び設備を、機能、安全、美観上適切に保つ。

- (ア) 外構設備（門扉、手摺り、フェンス、ベンチ類、屋外消火栓、U字溝等）
- (イ) 敷地地盤（各種外部舗装床、縁石等）
- (ウ) 地中設備（埋設配管、側溝、マンホール、排水柵、暗渠等）

ウ 工作物保守管理

フラッグポール、外灯、駐車場等の工作物について、機能、安全、美観上適切に保つ。

エ 植栽維持管理

植物の種類、状況に応じた適切な方法により、施肥、灌水、病虫害防除、剪定、除草、養生等を行い、植栽を良好な状態に保つ。

6 清掃業務

(1) 対象

敷地内の建築物及び外構

(2) 業務の目的と内容

施設及び敷地を清潔に保ち、利用者に対して常に良好な場を提供するため、適切な清掃計画のもとに清掃作業（廃棄物処理を含む）を行う。

(3) 清掃箇所等

ア 業務全般

日常清掃と定期清掃を組み合わせた効率的な年間清掃計画を立て、実施する。

なお、業務の実施にあたっては、「共通仕様事項」及び別記4-1「福島県文化財センター白河館の維持管理に係る業務仕様書」の1-(9)等を参照し、適切な清掃計画を作成して実施する。

イ 一般的事項

清掃回数等の条件は、利用頻度に応じて、指定管理者が適切に設定する。特に、便所等の水回りについては、衛生等に留意する。

また、衛生消耗品は、常に補充された状態にする。

7 環境衛生管理業務

(1) 対象

敷地内の建築物及び附属施設

(2) 業務の目的と内容

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」及び「労働安全衛生法」「水道法」「水質汚濁防止法」等の関係法令に基づいて、施設の衛生環境管理を行い、法の定めに従って記録を保存する。

(3) 点検項目

業務の実施にあたっては、「共通仕様事項」及び別記4-1「福島県文化財センター白河館の維持管理に係る業務仕様書」の1-(9)等を参照の上、法令を遵守し、適切な環境衛生管理計画を作成して実施する。

8 警備業務

(1) 対象

敷地内の建築を含む財産の保全及び出入者の対応等

(2) 業務の目的と内容

施設内における秩序を維持し、事故、盗難、破壊等の犯罪及び火災等の災害の発生を警戒・阻止し、財産の保全を図るとともに、利用者の安全を確保するため、警備業法等関係法令を遵守し、適切な警備業務計画のもとに警備作業を行う。

(3) 業務内容

業務の実施にあたっては、「共通仕様事項」及び別記4-1「福島県文化財センター白河館の維持管理に係る業務仕様書」の1-(11)等を参照の上、警備業法、労働基準法等関係法令を遵守し、適切な警備計画を作成して実施する。

福島県文化財センター白河館運営協議会設置要綱（案）

（目的）

第1条 この要綱は、福島県文化財センター白河館業務仕様書の規定に基づき、福島県文化財センター白河館運営協議会（以下「協議会」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（任務）

第2条 協議会は、福島県文化財センター白河館（以下「白河館」という。）の運営に関し、福島県文化財センター白河館（以下「館長」という。）の諮問に応じ、各種事業等の企画実施について審議するものとする。

（組織等）

第3条 協議会は委員6名以内をもって組織する。

2 協議会に会長及び副会長1名を置き、委員の互選とする。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるときは又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（委員の任命及び任期）

第4条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者並びに学識経験のある者等のうちから、福島県教育委員会教育長（以下、「教育長」という。）の承認を得て指定管理者が任命する。

2 委員の任期は1年以内とする。ただし、再任は妨げない。

3 補欠によって選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第5条 協議会の会議は、館長が招集する。

2 協議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 教育長は、会議に出席して意見を述べることができる。

（庶務）

第6条 協議会の庶務は、白河館で処理する。

（雑則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、館長が定める。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

1 劣化防止業務

出土資料等の腐朽の進行を軽減させること。

(1)木質遺物

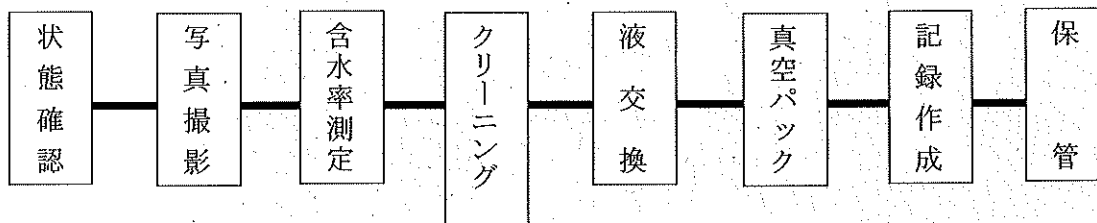
木質遺物の状況確認を定期的に行うこと。

水浸状態を保つ必要がある木質遺物は、乾燥による収縮・変形を防ぎ、腐朽の進行を軽減すること。具体的には、防腐剤等を添加した水溶液に木質遺物を浸し、酸素等の劣化要因を軽減し、真空パックや密閉容器等に入れ暗所にて保管すること。

バクテリア等の劣化を促進させる付着物が発生している遺物については、筆等による除去及び洗浄を行うこと。

防腐剤を添加した水溶液は随時交換すること。可能な限り含水率を測定し、劣化状況を客観的に把握すること。

図1：木質遺物劣化防止作業工程例



乾燥している木質遺物は、劣化状態・保管状況を確認し、ポリエチレンチューブに封入し暗所で保管すること。

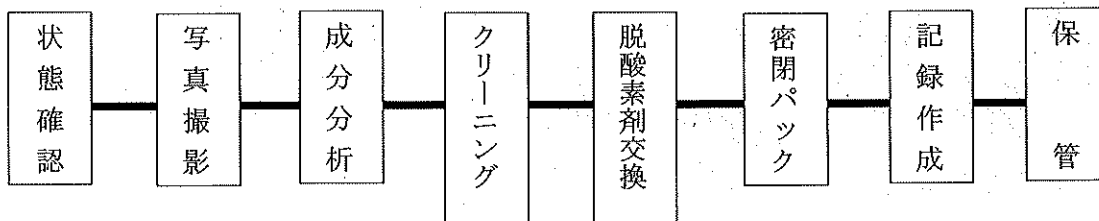
(2)金属質遺物

金属質遺物の状況確認を定期的に行うこと。

金属質遺物は、脱酸素剤等を用いて低酸素状態(酸素濃度 0.1%程度)を保ち、各種腐食性ガスを除去し暗所にて保管すること。低酸素状態を保てていないと判断した場合、脱酸素剤等の交換を行うこと。

状況確認中、遺物の変形、亀裂の拡大、破損及び強度不足等の異常が確認された遺物は、接合や支持台を作成する等、保管環境の安定化を図ること。また、随時腐食の進行の要因となる付着物(土壌や錆)を除去するクリーニング作業を行うこと。

図2：金属質遺物劣化防止作業工程例



(3)その他動植物遺存体等

動植物遺存体等の状況確認を定期的に行うこと。

防腐剤等を使用し、適切に保管すること。

別紙

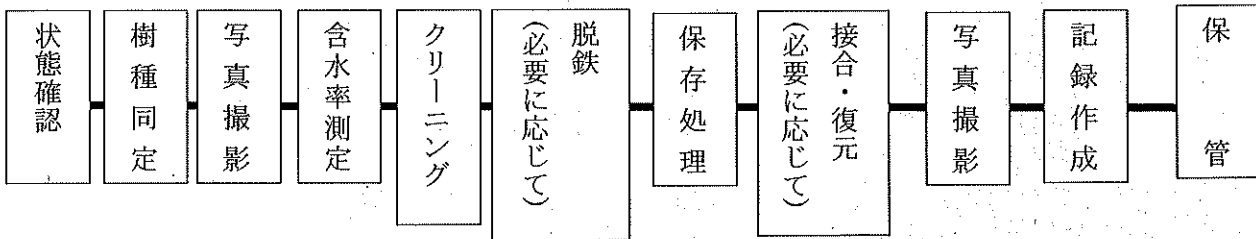
2 保存処理業務

出土資料等に科学的処置を施し、長期的な保管が可能かつ、展示・活用に耐えうる状態にすること。

(1)木質遺物

木質遺物の保存処理は、その処理を行う資料の樹種、状態、器種等によって処理方法を選定すること。遺物の状態を十分確認し、処理前後の観察記録及び写真を作成すること。

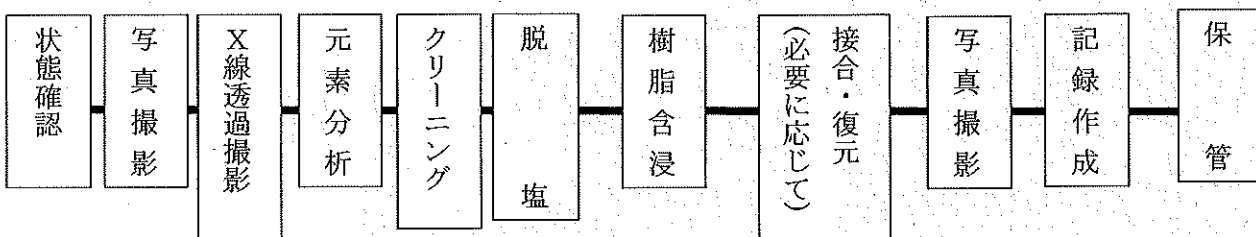
図3：木質遺物保存処理作業工程例



(2)金属質遺物

金属質遺物の保存処理は、その処理を行う資料の成分、状態、器種等によって処理方法を選定すること。X線透過撮影や蛍光X線分析等を行い、遺物の状態を十分確認し、処理前後の観察記録及び写真を作成すること。

図3：金属質遺物保存処理作業工程例



劣化防止・保存処理業務一覧表

・劣化防止

【木質遺物】	【金属質遺物】	【その他動植物遺存体】
①状態確認	① 状態確認	①状態確認
②クリーニング	② クリーニング	②クリーニング
③写真撮影	③ 写真撮影	③写真撮影
④法量測定	④ 法量測定	④法量測定
⑤含水率測定	⑤ RP 剤(乾燥剤)、酸素インジケータの交換	⑤防腐液充填
⑥防腐液充填	⑥ RP パック	⑥記録・台帳作成
⑦真空パック	⑦ 酸素インジケータによる酸素量確認	
⑧記録・台帳作成	⑧ 記録・台帳作成	

・保存処理

【木質遺物】※PEG 含浸法の場合	【木質遺物】※真空凍結乾燥法の場合	【金属質遺物】※鉄製品の場合
①状態確認・処理前所見作成	① 状態確認・処理前所見作成	①状態確認・処理前所見作成
②クリーニング	② クリーニング	②処理前写真撮影
③樹種同定(材質確認)	③ 樹種同定(材質確認)	③ X線透過撮影 (内部構造確認)
④処理前写真撮影	④ 処理前写真撮影	④蛍光 X線分析 (材質確認)
⑤脱鉄	⑤ 脱鉄	⑤クリーニング
⑥水洗・水浸	⑥ 水洗・水浸	⑥脱塩
⑦PEG20%含浸 (含浸期間 1ヶ月～)	⑦ TBA 置換 (状態によってこの工程は省く)	⑦樹脂含浸
⑧PEG40%含浸 (含浸期間 1ヶ月～)	⑧ PEG20%含浸 (含浸期間 1ヶ月～)	⑧乾燥
⑨PEG60%含浸 (含浸期間 1ヶ月～)	⑨ PEG40%含浸 (含浸期間 1ヶ月～)	⑨接合・補填・補彩
⑩PEG80%含浸 (含浸期間 1.5ヶ月～)	⑩ PEG60%含浸 (含浸期間 1ヶ月～)	⑩処理後写真撮影
⑪PEG100%含浸 (含浸期間 1.5ヶ月～)	⑪ 液より取り上げ・余分な PEG 除去	⑪処理後所見作成
⑫溶液より取り上げ・余分な PEG 除去	⑫ 予備凍結 (1週間～)	⑫記録・保存処理台帳作成
⑬固化	⑬ 凍結乾燥 (1週間～)	
⑭接合・補填・補彩	⑭ 接合・補填・補彩	
⑮処理後写真撮影	⑮ 処理後写真撮影	
⑯処理後所見作成	⑯ 処理後所見作成	
⑰記録・保存処理台帳作成	⑰ 記録・保存処理台帳作成	